

507
106



始



25-719

1-1925
17

507-106



商學士渡部明著

簿記及會計

東京寶文館藏版

大正
12. 5. 7
內文

凡 例

- 一 本書は商業簿記銀行簿記及び會計學を説明せるものなり
- 二 本書は簿記及び會計學の要領を捕捉せしむる目的を以て其説明の簡潔なるを務めたり
- 三 本書は簿記と會計學とを併述せるを以て孰れか一方の講究者は他方を引用参照するを要す

大正十一年十二月

著 者 識

簿記及會計目次

緒論

第一編 商業簿記

第一章	資產及び負債	一
第二章	取引	六
第三章	借方及び貸方	八
第四章	勘定科目	一五
第五章	仕譯	三二
第六章	帳簿	三四
目次		一

第七卷 決算

- 第七章 決算……………四九
- 第八章 資本金に關する取引……………六四
- 第九章 純損益に關する取引……………七〇
- 第十章 創業費に關する取引……………七三
- 第十一章 當座預金其他の預金に關する取引……………七四
- 第十二章 手形に關する取引……………八二
- 第十三章 諸向貸借に關する取引……………九〇
- 第十四章 未決算に關する取引……………九三
- 第十五章 假勘定に關する取引……………九四
- 第十六章 貯藏品に關する取引……………九五
- 第十七章 未著商品に關する取引……………九五
- 第十八章 積送品に關する取引……………九六
- 第十九章 委託品に關する取引……………一〇〇
- 第二十章 組合商品に關する取引……………一〇五

帳簿組織

- 第二十一章 帳簿組織……………一一三
- 第二十二章 現金出納帳を主要帳簿とする組織……………一一五
- 第二十三章 商品賣買帳を主要帳簿とする組織……………一二〇
- 第二十四章 現金出納帳及び商品賣買帳を主要帳簿とする組織……………一二一
- 第二十五章 六桁仕譯日記帳を主要帳簿とする組織……………一二五
- 第二十六章 商品賣買に關する補助帳簿……………一二八
- 第二十七章 カード式及びブルースリーフ式……………一三一
- 第二十八章 單式簿記……………一三四
- 記帳例題……………一三九

第二編 銀行簿記

- 第一章 緒言……………一四六
- 第二章 銀行業務及び勘定科目……………一四七
- 第三章 資産に屬する勘定……………一四九

○ 第四章	負債に屬する勘定	一六四
○ 第五章	損益に屬する勘定	一七九
第六章	他支店勘定及び繰延資産負債勘定	一八四
第七章	傳票及び帳簿	一九八
○ 第八章	日記帳	二三一
第九章	増補日記及び日締帳	二三三
第十章	他店増補日記帳	二三六
第十一章	總勘定元帳	二四二
第十二章	日計表及び月計表	二四四
第十三章	當座預金元帳	二四七
第十四章	割引手形元帳	二四九
第十五章	他支店勘定元帳	二五一
第十六章	爲替戻利息	二五三
第十七章	附替振込及び當座附替	二五四

第十八章	支店と支店との取引及び支店と他店との取引	二六一
第十九章	手形の交換に關する取引	二六四
第二十章	決算	二六六
第二十一章	補助帳簿の締切	二六八
第二十二章	總勘定元帳の締切	二六九
第二十三章	繰越日記帳	二七〇
第二十四章	本店決算報告表	二七三
第二十五章	本支店爲替尻	二七五
第二十六章	本支店合併決算報告表	二七七
第二十七章	本支店損益の振替	二七九
第二十八章	損益金の處分及び記帳	二八〇
記帳例題		二八四

第三編 會計學

第一章	緒言	二九八
第二章	會計學の發達	三〇二
第三章	會計學に關する職業	三〇四
第四章	會計學の教育上の地位	三一〇
第五章	會計士の業務	三一五
第六章	資産負債の分類	三一九
第七章	資産の評價	三二四
第八章	グッドウエール	三二七
第九章	土地建物機械器具	三三六
第十章	商 品	三四〇
第十一章	商業債權	三四三
第十二章	有價證券	三四六
第十三章	減價償却	三四八
第十四章	資本金	三五六

第十五章	外部負債	三五九
第十六章	積立金	三六二
第十七章	秘密積立金	三六五
第十八章	減債基金	三六七
第十九章	社債に關する打歩及び割引料	三七一
第二十章	損 益	三七五
第二十一章	貸借對照表	三七八
第二十二章	財産目錄	三八二
第二十三章	原價計算に於ける間接費	三八七
第二十四章	秘密的事項の取扱法	三九一
第二十五章	監 査	三九四

簿記及會計目次終

簿記及會計

渡部 明 著



論

凡そ如何なる種類の事業たるを問はず常に其事業者の財産状態を明瞭ならしめざるべからず財産状態を明瞭ならしめざれば過去に於ける事業の財産的成績を知ることを難く從て將來に對する事業の方針を確立すること能はず簿記の目的は各種事業に關して財産状態に影響を及ぼすべき一切の事項を記録し以て財産状態を明瞭ならしむるにあり而して記録の方法如何に依て簿記に單式簿記及び複式簿記あり又單式簿記に於ても複式簿記に於ても事業の種類若くは性質に依て勘定科目の設定帳簿の組織等に多少の差異を生ずるを免れざるを以て商業簿

記銀行簿記等ありて各別に研究せらる。

往昔社會の幼稚なりし時代に於ては各種事業の財産状態を明瞭ならしむること必ずしも困難ならざりしが近世殊に經濟社會の發展に従ひ各種事業の財産状態を明瞭ならしむること漸く困難なるに至り遂に今日に於ては簿記より獨立したる會計學の發達を見るに至れり會計學は計理學又は計算學とも稱せらる現今簿記に於ては主として財産状態に影響を及ぼすべき一切の事項の記録方法を研究するものにして會計學に於ては主として所謂會計の整理に關する困難なる問題及び複雑なる問題の理論的解決並に實際的取扱を研究するものなり各種事業殊に大規模若くは複雑なる事業の所謂會計整理は簿記及會計學に關する智識に依り始めて能く之を爲すことを得。

今少しく沿革を述べんにバビロニア及びアツシリアは紀元前數千年に於て已に隆盛を極め商業も著しき發達を遂げ當時已に完全なる記帳方法ありしといふ複式簿記が何時に於て發明せられたりやは明らかならずと雖も已に第十四世紀に於て伊太利に行はれたり複式簿記に關する最古の著書は紀元千四百九十四年

伊太利ヴェニスに於て當時有名なる數學者たりしルカ・パシオロ(Luca Paciolo)に依りて著はされたり伊太利に於て發達したる複式簿記は和蘭英國佛國等主要なる商業國民に傳はりたるが就中英國に於ては國運の隆盛に伴ひ簿記も著しき發達を遂げ遂に同國に於ては近世に至り會計學の著しき發達並に會計學に關する職業の著しき發達を見るに至れり簿記及會計學は英國より米國に傳はり同國に於て著しき發達を遂げつゝあり。

本書第一編に於ては商業簿記を説明し第二編に於ては銀行簿記を説明し第三編に於ては會計學を説明せんと欲す。

第一編 商業簿記

第一章 資産及び負債

簿記は事業者若くは營業者の財産若くは財産状態を明らかならしむるを目的とす。財産状態とは資産及び負債の有様をいふ。資産とは自己の権利に屬する金銭及び金銭に見積り得べき一切の價值ある有形及び無形のものといひ、負債とは或特定人に對する一定金額の支拂義務若くは債務をいふ。

資産及び負債の種類は第四章に説明するが如く甚だ多しと雖も今概念を與ふる目的を於て主要なるもの數種を擧ぐれば次の如し。

- 資産 || 現金 商品 有價證券 賣掛金 貸付金 當座預金 受取手形 (手形)
- 上の權利 (什器 建物 土地 特許權 意匠權 實用新案權 商標權)
- グッドウィル (第三編第八章參照)
- 負債 || 買掛金 借用金 當座借越 預り金 支拂手形 (手形上ノ義務) 社債

積立金 資本金

他の分類法に依て資産を動産不動産債權其他の權利に分類し又負債を内部負債及び外部負債に分類することを得茲に其他の權利とは特許權意匠權其他の專
用權の如きをいひ内部負債とは積立金資本金其他の資本主に對する營業者の負債をいふ又他の分類法に依て資産を固定資産流動資産及び繰延資産に分類し又負債を固定負債流動負債及び繰延負債に分類することを得(第三編第六章參照)

財産状態を明らかならしめんと欲せば營業者の一切の資産と一切の負債とを各別に列擧せざるべからず資産總額を算出し之より負債總額を差引き又は負債總額を算出し之より資産總額を差引きて表示若くは記載するが如きは營業者の財産状態を明らかならしむる所以にあらずすべて資産には貸付金中貸倒の損失に歸するものもあり即ち資産は所謂絶對的のものにあらずと雖も負債は如何なる場合に於ても營業者が履行を爲すべき義務にして即ち負債は所謂絶對的のものなるを以て資産と負債とは其性質上に於て之を相殺若くは差引することを得るものにあらざるなり。

財産は一定不變なるものにあらざして常に増減變化あるを免れず或は單に増又は減又は變化あるに止まることあり或は増又は減あると同時に變化あることあり其増又は減又は變化の有様は簿記に依て之を記録せざるべからず。

世間に於て財産と稱するときは通例資産を意味すれども簿記に於て財産とは資産及び負債を總稱するものなり又世間に於て人の信用及び勞力を往々財産と稱することあれども是等は金錢にあらざり又金錢に見積ること得ざるものなるを以て簿記に於ける財産と稱することを得ざるなり尙ほ所謂信用出資及び勞務出資の取扱に關しては本編第八章に於て之を説明せん。

第二章 取引

簿記に於ける取引は財産の増減變化を來すべき一切の事柄若くは事件若くは事項を總稱し其意味世間通俗に所謂取引の語の意味より廣しされば普通の取引のみならず天災地變物の自然的消耗(營業用機械器具の消耗の如き)價格の經濟的變化(物價の騰落の如き)等の原因に依て財産に影響を及ぼすべき事項をも簿記に

於ては取引と稱するものなり。

取引には後に説明するが如く種々ありと雖も大別するときには財産の變化のみを招く所謂資産負債取引と稱せらるゝものと財産の増減のみを招く所謂損益取引と稱せらるゝものと財産の變化を招くと同時に財産の増減を招く所謂混合取引と稱せらるゝものとの三種あり例へば商品を現金にて買入るゝが如き取引又は現金を借用するが如き取引は資産負債取引に屬し又家屋が火災に罹りて燒失し全部損失に歸したるが如き取引又は他人より物品を贈與せられたるが如き取引は損益取引に屬し又貸付金の一部分の辨濟を受け他の一部分は貸倒と爲りたるが如き取引又は貸付金の辨濟を受け之と同時に其貸付金に對する利息を受取りたるが如き取引は混合取引に屬するものなり各取引に於て其正味財産の増減變化の狀況竝に其金額を適當に判定すること極めて肝要なり。

取引は等價物即ち價格の相等しき事物の交換若くは受渡(受取引渡)に外ならず即ち各取引に於て受取りたる事物の金額と引渡したる事物の金額とは相等しきものなりとす。

第三章 借方及び貸方

取引は等價物の交換若くは受渡なれども簿記にて取引を記録するには交換若くは受渡の語を用ひずして借方及び貸方の語を用ふ借方を借とも稱し貸方を貸とも稱す簿記に於ける借方及び貸方の語は世間に於ける所謂借方及び貸方の語 Debtor or Debit Creditor or Credit の用法と次の二點に於て異なるものあり。

- 一 世間に所謂借方及び貸方の語は人のみに對して用ひらるゝものなれども簿記にては人以外の有形及無形のもの並に財産の増減即ち損益の原因たる事項に對しても用ひらるゝものなり即ち例へば世間にては商品が借方なりと稱するが如きことなしと雖も簿記にては商品が借方なりと稱することあるが如き是なり是れ簿記にては交換の目的たる事物を悉く人と看做したるを以てなり
- 二 世間に所謂借方及び貸方の語は營業者自身の側より言ひ表はすものなれども簿記にては營業者に對する相手方の側より言ひ表はすものなり即ち

例へば世間にては債務者たる營業者が債權者たる銀行に對して借方なりと稱するも簿記にては營業者の相手方たる銀行が貸方なりと稱するが如き是なり是れ簿記に於ける稱呼上の一慣習に外ならず

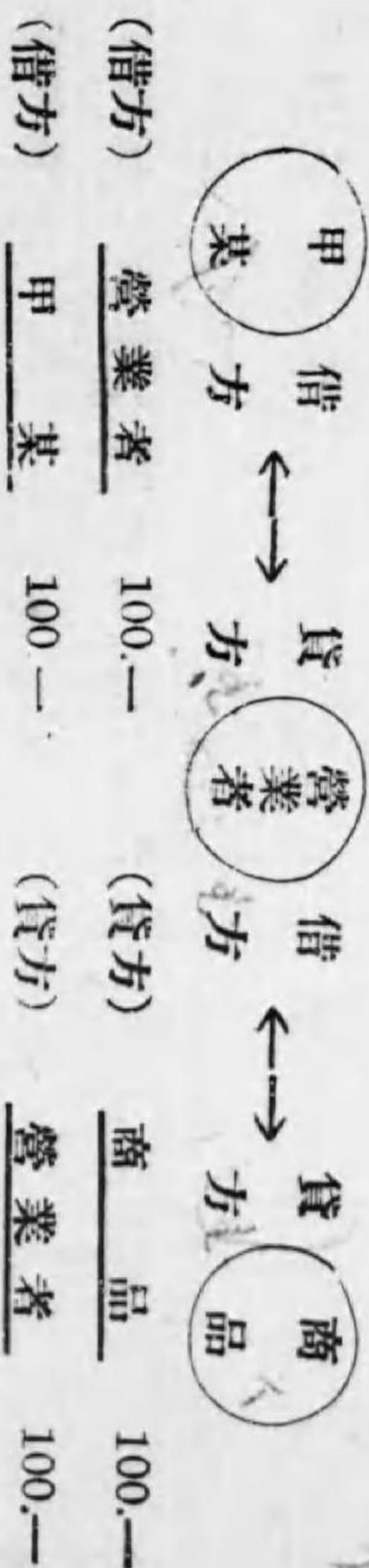
複式簿記は各取引に於ける借方及び貸方を判定し夫等の借方が幾何の金額の借方と爲り夫等の貸方が幾何の金額の貸方と爲りたりやを記録し以て反對の側に於ける營業者の債權債務若くは權利義務の發生消滅變化の状態を明らかならしめんとする方法なるを以て借方及び貸方に關する觀念を明確ならしむること極めて必要なり。

今次に數個の取引の例を假定し之に依て借方及び貸方を決定する方法を説明せん。

(一) 甲某へ米穀百圓を掛にて賣渡す

已に述べたるが如く簿記にてはすべての取引即ち交換の目的物を人と看做すを以て此取引に於て交換の目的物たる米穀と營業者の甲某に對する賣掛金即ち債權とは何れも之を人と看做さるべからず即ち商品なる人は百圓の價格を營

業者に貸渡し又甲某は營業者より百圓の價格を借入れたるものと看做すことを得るを以て商品は營業者に對し百圓の貸方と爲り甲某は營業者に對し百圓の借方と爲ること左の如し。



此取引に於て營業者は商品に對し百圓の借方と爲り甲某に對し百圓の貸方と爲るを以て簿記にては營業者の借方及び貸方たることを省略して單に左の如く記するものとす。

(借方)	甲 某	100.—	(貸方)	商 品	100.—
------	-----	-------	------	-----	-------

交換の目的物たる米穀及び甲某に對する債權の代りに商品を貸方とし甲某を借方と爲す所以竝に商品及び甲某の代りに他の語若くは科目を用ふることを得る所以は次章勘定科目の部に於て説明せん。

(二) 生絲を賣渡し現金壹千五百圓を受取る

生絲及び現金を人と看做す生絲若くは商品は營業者に壹千五百圓の價格を貸渡し現金は營業者より壹千五百圓の價格を借入れたるものと看做すことを得るを以て商品は營業者に對し壹千五百圓の貸方と爲り現金は營業者に對し壹千五百圓の借方と爲ること左の如し。

(借方)	營業者	1,500.—	(貸方)	商 品	1,500.—
(借方)	現 金	1,500.—	(貸方)	營業者	1,500.—

此取引に於て營業者は商品に對し壹千五百圓の借方と爲り現金に對して壹千五百圓の貸方と爲るを以て營業者の借方及び貸方を省略して單に左の如く記するものとす。

(三) 利息金拾圓を現金にて受取る。

損益の原因の一たる利息及び現金を人と看做す利息は營業者に拾圓の價格を貸渡し現金は營業者より拾圓の價格を借入れたるものと看做すことを得るを以



て利息は營業者に對し拾圓の貸方と爲り現金は營業者に對し拾圓の借方と爲ること左の如し。

(借方)	營業者	10.1	(貸方)	利息	10.1
(借方)	現金	10.1	(貸方)	營業者	10.1

此取引に於て營業者は利息に對し拾圓の借方と爲り現金に對し拾圓の貸方と爲るを以て營業者の借方及び貸方を省略して單に左の如く記するものとす。

(借方)	現金	10.1	(貸方)	利息	10.1
------	----	------	------	----	------

(四) 手数料金五圓を現金にて支拂ふ

損益の原因の一たる手数料を人と看做す現金は營業者に五圓の價格を貸渡し手数料は營業者より五圓の價格を借入れたるものと看做すことを得るを以て現金は營業者に對し五圓の貸方と爲り手数料は營業者に對し五圓の借方と爲ること左の如し。

(借方)	營業者	5.1	(貸方)	現金	5.1
(借方)	手数料	5.1	(貸方)	營業者	5.1

此取引に於て營業者は現金に對し五圓の借方と爲り手数料に對し五圓の貸方と爲るを以て營業者の借方及び貸方を省略して單に左の如く記するものとす。

(借方)	手数料	5.1	(貸方)	現金	5.1
------	-----	-----	------	----	-----

前記數個の取引の例にて之を見るときは取引即ち等價物の交換若くは受渡に於て營業者が受取りたる物は借方と爲り營業者が引渡したる物は貸方と爲るものなることを知るを得即ち營業者が受取りたる物は(一)にては甲某に對する債權(二)にては現金(三)にては現金(四)にては手数料(損益原因事項の(一)にして何れも借方と爲り又營業者が引渡したる物は(一)にては商品(二)にては商品(三)にては利益(損益原因事項の(一)(四)にては現金にして何れも貸方と爲れり。

初學者は前記(三)及(四)の取引の如き損益取引の借方及貸方の決定に付て困難を感ずることあるべしと雖も少しく簿記に通ずるときは之が了解決して困難ならざるべし。

簿記に於ては資本主と營業者とを區別せざるべからず個人營業に於ては其個人が資本主と營業者とを兼ねるものにして又共同組織の營業例へば株式會社に

於ては其株主が資本主にして其株式會社たる法人が營業者なり資本主は營業者に對し資本を貸渡して貸方と爲り營業者が受取りたるもの即ち出資の目的物は營業者より其價格を借入れて借方と爲る而して營業者の借方及び貸方を省略して資本主を貸方と爲し出資の目的物を借方として記するものなり例へば個人が現金拾萬圓を出資即ち元入して營業を開始したるときは借方及び貸方の定め方左の如し。

(借方)	理 金	100,000.—	(貸方)	資 本 主	100,000.—
				(又、資本金)	

又株式會社を組織し株式總額五拾萬圓を現金にて拂込みたるときは借方及び貸方の定め方左の如し。

(借方)	理 金	500,000.—	(貸方)	資 本 主	500,000.—
				(又、資本金)	
				(又、株 金)	

簿記にては資本主の財産整理を記録せずして營業者の財産整理を記録するを

目的とするものなり。

第四章 勘定科目

取引の借方及び貸方たるべきものに附する語若くは名稱を勘定科目若くは科目又は勘定と稱す取引の種類甚だ多く従て借方及び貸方たるべきもの甚だ多きを以て同種類若くは同性質の借方及び貸方には稍包括的の勘定科目を用ふるものとす例へば米麥豆類賣買業に於て通例商品なる科目を用ひ電話金庫椅子等に通例什器若くは營業用什器なる科目を用ふるが如し而して勘定科目の種類若くは設定法は事業の種類事業規模の大小其他の事情に依て多少異なるべきは勿論なりと雖も今商業簿記に於て通例設定せらるゝ勘定科目を擧ぐれば左の如し但し○印は資産に屬する勘定科目、△印は負債に屬する勘定科目、印は或場合には資産と爲り又或場合には負債と爲る勘定科目なり。

- 資産負債に屬する勘定科目
- 現 金
 - 貯 藏 品
 - 商 品
 - 未 著 商 品
 - 積 送 品
 - 販 賣
 - 委 託 品
 - 買 附 委 託 品
 - 組 合 商 品
 - 什 器
 - 機 械
 - 船 舶
 - 地 所 建 物
 - 不 動 產

消耗品又は營業費の分擔額を正確若くは適當ならしむるを得べきなり

三

商品
Merchandise

商品とは商業客體即ち商業の目的物として取扱はるゝ一切の物を總稱す船荷證券、貨物引換證、倉庫證券の如き貨物代表證券も商品勘定にて整理せらるゝを通例とす

營業者の取扱貨物が穀物なりとせば各取引が米に關すると麥に關すると豆に關することを問はず何れも總括的商品勘定にて整理するを通例とす然れども營業規模大なるか其他の理由に依て各品毎に賣買高及び損益高を明らかならしめんとする場合に於ては商品勘定を細別して各種商品毎に勘定科目を設けることあり又特別の目的を有する場合に於ては商品に關して仕入勘定賣上勘定(本編第二十六章參照等)を設けることあり而して總括的商品勘定を設ける場合に於ては商品を仕入れたるときは商品勘定の借方に記入し商品を賣上げたるときは商品勘定の貸方に記入し或期間内に於ける商品賣買損益を知らんとせば商品の總仕入高、商品の總賣上高及び期末に於ける賣殘商品の總見積高に依て之を算出することを得るものなり

四

未著商品
Goods in Arrive

未著商品は遠隔の地通例外國に於て商品を買入れ其貨物代表證券のみ到着したる場合、遠隔の地より發送したる商品を其到達地に到着前に買入れたる場合、遠隔の地にて商品を買入れ船積と同時に商品の所有權が買主に移轉する約定なるとき其船積の通知を受けたる場合等に於て設くる科目にして之に依て未だ到着せざる商品を手許に於ける商品と區別して處置若くは整理することを得るものなり而して未著商品が手許に到着したるときは商品勘定に振替ふるものとす即ち商品勘定の借方と未著商品勘定の貸方とに記入すべきなり

未著商品手許に到着せざる以前に於て之を賣渡し現金を受取りたるときは現金勘定の借方と未著商品勘定の貸方とに記入すべきなり

五

積送品
Shipment

積送品は商品の販賣方を他の地方に於ける取引先又は問屋に委託する場合に於て設くる科目なり此勘定には通例積送先の地名又は荷受人名を附するものにして又同一地方に向け幾回も積送する場合に於ては第一第二等の番號を附するものとす例へば門司第一積送品、門司第二積送品等

の如し積送品の代りに委託品の語を用ふる者ありと雖販賣委託品と混同する虞あるを以て其語は適當なるものにあらず尙ほ積送品に關しては後章に於て説明せんとす

六 販賣委託品 販賣委託品又は委託販賣品とは他の地方の商人若くは荷主より販賣の委託を受けたる商品をいふ此委託品には通例委託主名を附し又同一人よりの委託幾回もあるときは第一第二等の番號を附すること積送品の場合に於けると同じ例へば甲商店第一委託品、甲商店第二委託品等の如し尙ほ販賣委託品に關しても後章に於て説明せんとす

七 買附委託品 買附委託品とは他人より買附若くは買入の委託を受けたる品をいふ此委託品にも委託主名を附し又番號を附すること販賣委託品の場合に於けると同じ此委託品に關しても後章に於て説明せんとす

八 組合商品 二人以上の者が一時的組合契約を結び共同の計算にて或商品Merchandise on Joint Accountを販賣し損益の分配を爲す場合に於て其商品を各組合員間にて組合商品と稱す組合商品取引は損益を豫め確知すること困難なる所謂冒險的取引の場

合又は商人各個の資本豊富ならざる場合又は商人各個の便宜十分ならざる場合等に於て行はるゝものなり然れども近來各國間の交通發達し國際間の貿易大に發達したるを以て此種の取引の行はるゝこと漸く尠きに至れり尙ほ組合商品に關しても後に説明せんとす

九 什器 什器は營業用什器とも稱せられ營業上に使用する各種の器具類を稱す賣買業に於ける普通の什器は電話、金庫、量器、机椅子。造作等なりとす

十 機械 機械は營業用機械とも稱せられ營業上に使用する各種の機械類を稱す什器と機械とを別科目と爲さずして什器機械の一科目を設くることあり

十一 船舶 船舶は營業上に使用する船舶を稱す船舶を別科目と爲さずして他の科目と合併して一科目を設くることあり

十二 地所及建物 地所及建物は營業上に使用する土地及び家屋を稱す地所及び建物を一科目と爲さず地所及び建物に付て二科目を設くることあり

十三 不動産 Real Estate 不動産は營業用地所家屋を總括する科目なり即ち地所建物の代りに不動産なる科目を用ふることあり又地所又は建物の代りに不動産なる科目を用ふることあり

十四 グッドウイール Good-will グッドウイールは暖簾、家聲又は營業權とも稱せられ營業に關する關係及び信用より生ずる利益又は現時の顧客が將來に於ても顧客たるべしとの見込に對する價值を稱す營業讓受の場合に於て生ずることあるべき無形的固定資産なり尙グッドウイールに關しては第三編會計學に於て説明せんことす

十五 有價證券 Securities 茲に有價證券とは廣義に於けるものにあらずして公債證券株券及び社債券を稱す時として各種有價證券に付て各別の科目を設くることもあり

十六 公債及株券 Bonds and Shares 公債及株券は有價證券勘定と殆んど同意味に用ひらるゝものなれども社債券を含ましむる科目としては稍適當ならざるものなり

十七 賣掛金 Accounts Receivable 賣掛金とは商品を掛にて賣渡したる場合に於て各人名勘定を

設くる代りに設くる總括的科目をいふ此勘定を設くる場合に於ては各人の貸借は別に得意先元帳若くは賣上先元帳に記入せざるべからず

十八 買掛金 Accounts Payable 買掛金とは賣掛金の反對にして商品を掛にて買入れたる場合に於て各人名勘定を設くる代りに設くる總括的の科目をいふ此科目を設くる場合に於ては各人との貸借は別に仕入先元帳に記入せざるべからず

十九 人名 Personal Account 人名とは商品を掛にて賣買したる場合其他の場合に於て貸借關係を生じたるるとき人名夫自身を以て科目としたるものをいふ

二十 諸向借 Sundry Debtors 諸向借とは諸向借方とも稱せられ貸借關係を生ずる取引先多數なる場合に於ける諸借方(債務者)を總括したる科目をいふ此科目を設くる場合に於ては之に對して諸向貸勘定を設くるを通例とす

二十一 諸向貸 Sundry Creditors 諸向貸とは諸向貸方とも稱せられ貸借關係を生ずる取引先多數なる場合に於ける諸貸方(債權者)を總括したる科目をいふ此科目を設くる場合に於ては之に對して諸向借勘定を設くるを通例とす

二十二 諸向貸借 Sundry Debtors and Creditors 諸向貸借とは諸向借と諸向貸とを合併したる科目をいふ

買掛金
賣掛金
諸向借
諸向貸
諸向貸借

諸向借、諸向貸又は諸向貸借を設くる場合に於ては各人との貸借は別に人名勘定元帳に記入せざるべからず尙ほ是等の勘定に關しては後に説明せんとす

二十三 借入金

Loan Payable

借入金とは前に記したる買掛金にあらざる他の借入金をいふ但し他の借入金にも種々ありて或種の借入金に對して人名勘定、當座借越、コールマネー等の科目を用ふることもあり

二十四 當座借越

Overdraft

當座借越とは當座預金の残高を超過して引出したる場合に於ける其超過部分をいふ此科目を設けずして借入金の科目を用ふることもあり

二十五 貸付金

Loan Receivable

貸付金とは借入金に對するものにして前に記したる賣掛金にあらざる他の貸付金をいふ但し或種の貸付金若くは立替金に對しては人名勘定、委託品等の科目を用ふることもあり

二十六 滞貸金

Default Debt

滞貸金とは貸付金なれども期限を經過し且つ其辨濟疑はしきに至れるものをいふ此科目は貸付金の辨濟ありたる場合又は貸倒と爲り

たる場合に於て他の科目に取替へらるゝものとす

二十七 當座預金

Current Deposit

當座預金とは銀行に對する一種の預け金若くは貸付金にして必要の際何時にても小切手にて引出し得るものをいふ商人が二個以上の銀行と當座取引を爲す場合に於ては此科目を設けずして各銀行名を以て勘定科目と爲すを通例とす

二十八 定期預金

Fixed Deposit

定期預金とは銀行に對する一種の預け金にして預け期間を定めて預け入るゝものをいふ

二十九 預金手形

Certificate of Deposit

預金手形とは預金手形預金とも稱せられ是亦銀行に對する一種の預け金なれども之に對して銀行が預金手形と稱する證書を發行したるものをいふ預金手形は讓渡すことを得且つ要求次第支拂はるゝものなり

三十 小口當座預金

petty Current Deposit

小口當座預金は特別當座預金とも稱せられ是亦銀行に對する一種の預け金なり主として貯蓄の目的を以てする少額の預け金なり

三十一 振替貯金

Savings Transfer

振替貯金とは郵便局に對する一種の貯金にして主として

商人が他に送金を爲し又は他より送金を受くる場合の便に供せんとするものなり郵便局より振替貯金口座に振込みの通知を受けたるときは此勘定の借方に記入し之に反して振替貯金口座より引出したるときは此勘定の貸方に記入せざるべからず

三十二 支拂手形 *Bills Payable* 支拂手形とは一定の金銭を支拂ふべき義務を表彰する手形即ち手形上の義務の發生消滅を整理する科目をいふ

三十三 受取手形 *Bills Receivable* 受取手形とは一定の金銭を受取るべき権利を表彰する手形即ち手形上の権利の發生消滅を整理する科目をいふ

三十四 拒絶手形 *Protested Bill* 拒絶手形とは手形上の権利なれども受取手形の満期日に於て支拂を拒絶せられたるものをいふ此科目は訴訟其他の方法に依て手形代金の支拂を受けたる場合並に全部又は一部分が損失に歸したる場合に於て他の科目に振替へらるゝものなり

三十五 銀行名 *Bank's* 銀行名とは二個以上の銀行と當座取引を爲す場合に當座預金の預け入及び引出を整理する場合に用ふる科目をいふ

モヨシ
不仕手形

三十六 資本金 *Capital* 資本金とは資本主よりの元入金即ち正味財産を整理する科目をいふ尙ほ資本金に關しては後章に於て説明せん

三十七 株金 *Stocks* 株金とは株式會社又は株式合資會社に於ける株金を整理する科目をいふ但し株金の代りに資本金の科目を用ふるも差支なし

三十八 積立金 *Reserves* 積立金は準備金とも稱せられ法定積立金、別途積立金等の如く決算に依て純益を算出したる際純益の一部分を資本主に配當せずして營業者の手許に保留したるものをいふ

三十九 拂込未済資本金 *Unpaid Capital* 拂込未済資本金とは資本金中未だ營業者に對して拂込を了せざる部分を整理する科目をいふ

四十 手附金 *Earnest Money* 手附金は證據金とも稱せられ賣買契約履行の擔保として買主が賣主に提供する一定の金額をいふ此科目は賣買契約履行せられたる場合に於て他の科目に振替へらるゝものなり

四十一 假渡金 *Suspense Payment* 假渡金とは確定的勘定未決の際に於ける支拂をいひ後に至りて支拂の性質確定したるとき他の確定的勘定に振替へらるゝものなり

四十二 假受金 假受金とは確定的勘定未決の際に於ける収入をいひ後に至りて収入の性質確定したるとき他の確定的勘定に振替へらるゝものなり

四十三 假勘定 假勘定とは假渡金及び假受金を合併したるものをいふ是亦後に至りて支拂又は収入の性質確定したるとき他の確定的勘定に振替へらるゝものなり

四十四 未拂金 未拂金は未拂勘定とも稱せられ已に支拂の義務を生じたれども未だ支拂を了せざるものをいひ後に至りて支拂を了したるとき他の勘定に振替へらるゝものなり

四十五 未收金 未收金は未收勘定とも稱せられ已に收納の権利を生じたれども未だ收納を了せざるものをいひ後に至りて收納を了したるとき他の勘定に振替へらるゝものなり

四十六 未決算 未決算は假勘定とも稱せられ取引生じたれども未だ確定的勘定に記入し得ざるとき一時其取引を處置する場合に設くる科目をいふ此科目は後に至りて確定的勘定に振替へらるゝものとす

四十七 純損益 純損益は決算に依て算出せられたる純益又は純損を處置するに當りて設けらるゝ科目をいふ尙ほ純損益に關しては後章に於て説明せんとす

四十八 配當金 配當金は決算に依て算出せられたる純益の處分案を決議したる場合に其配當金を處置する科目をいひ純益の處分案を決議したるとき此勘定の貸方に記入し配當金を資本主に支拂ひたるときは此勘定の借方に記入するものとす

四十九 未拂配當金 未拂配當金は配當金にして次期決算迄に資本主に支拂を了せざる部分を處置する科目をいふ

五十 繰越金 繰越金は純益金の大部分を積立金、配當金其他の科目に處分し其一部分を後期へ繰越す場合に於て繰越高を整理する勘定をいふ
次に前記列擧の損益に屬する勘定科目に付て説明せんとす

一 創業費・創業費は開業費とも稱せられ營業開始に際して要したる費用を整理する科目なり尙ほ創業費に付ては後章に於て説明せんとす

十二 手當金 *Bonus* 手當金は賞與金とも稱せられ、通例期末若くは決算に際し商業使用人に對して支出する金額を記入する科目なり

十三 貸倒金 *Bad Debt* 貸倒金は貸付金の全部又は一部が辨濟せられずして債權の執行に關する相當の手續を経たるも遂に營業者の損失に歸したるものを記入する科目なり

十四 家事費 *Household Expense* 家事費は個人商店に於て家事若くは家庭の費用を支拂ひたる場合に之を記入する科目なり

十五 損益 *Loss and Gain* 損益は普通の損益にあらざる若くは適當なる勘定科目の存在せざる損益を生じたるとき之を記入する科目なり

第五章 仕 譯

仕譯とは貸借の振分のことにして即ち取引起りたるとき第三章に於て説明したる所に依り借方たるものと貸方たるものとを區別し之に第四章に於て説明したる所に依り適當なる勘定科目を附することにして複式簿記に於ける會計整理

に必要不可缺手續なり而して仕譯に於ては慣習として借方を左側に記し貸方を右側に記するものとす。

借方及貸方の定め方を知り勘定科目の性質を知り簿記に於ける普通の慣習を知るときは仕譯のこと必ずしも困難なるものにあらず只初學者は第二章に於て説明したる所謂損益取引及び混合取引に於て多少誤解することあるを免れず。左記數個の取引の例に依て仕譯の練習を試むべし。

- 一 甲商店より米穀參百圓を買入れ代金の内貳百圓を通貨にて支拂ひ殘額を掛とす
- 二 甲商店へ右米穀掛代金の内壹百圓を通貨にて支拂ふ
- 三 取引銀行より當座預金利子金拾圓を現金にて受取らずして之を當座預金に振替ふ
- 四 仲買人の手を経て額面壹千圓原價八百五拾圓の公債證書を九百參拾圓に賣渡し手数料五圓を差引き手取金を現金にて受取る。
- 五 家屋見積價格貳千圓を火災保險に付したるに家屋火災に罹り全焼し保險

1. 高利 300
 2. 利息 100
 3. 利息 10
 4. 利息 100
 200
 100
 10
 100
 200
 100
 10
 100

- 會社より保險金壹千七百圓を通貨にて受取る
- 六 乙商店へ借入金參百圓及び利子金拾五圓を通貨にて支拂ふ
- 七 丙商店へ小麥五百圓を賣渡し右運賃八圓を通貨にて立替支拂ふ
- 八 丁某へ支拂ふべき手数料金五拾圓を以て同人より受取るべき利息の支拂に充つ
- 九 資本主都合に依り資本金五百圓を減じ現金にて引出す
- 十 貸付金百五拾圓回収の見込なきに依り之を貸倒損となす

第六章 帳簿

帳簿には一切の取引を記載するものにして之に依て營業者の財産若くは財産状態の變化増減を明らかならしむることを得るものなり複式簿記に於て使用する帳簿を大別して主要帳簿及び補助帳簿の二種と爲す主要帳簿は決算に依て財産状態を明らかならしむるに必要缺くべからざる帳簿にして之に日記帳仕譯帳仕譯日記帳元帳あり日記帳は取引を日附の順序に記載する日誌にして仕譯帳は Day Book Journal

現金 50
T+金 50
現金 500
10. 貸付金 150
現金 1,700
T+金 300
1. 2. 3. 300
15
7. 備 120
2,500
225 300
7 15
現金 1

日記帳に記載したる取引を日附の順序に仕譯記入し即ち取引に於ける借方及び貸方の振分けを爲す帳簿なり仕譯日記帳は日記帳と仕譯帳とを合併したる帳簿にして即ち取引を日附の順序に日記を記し仕譯を爲し又は仕譯を爲し日記を記するものなり元帳は又總勘定元帳とも稱せられ仕譯帳又は仕譯日記帳に仕譯記入せられたるすべての借方及び貸方の科目の口座即ち金額記入の場所を開き金額を記入(之を轉記といふ)して各借方及貸方の現在に於ける借貸金額を明らかならしむる帳簿にして主要帳簿中最も重要な帳簿なり又補助帳簿は決算に必要缺くべからざる帳簿にあらずと雖も或特種の取引又は事項の詳細を知らんが爲め記入する帳簿なり其種類甚だ多しと雖も今其主要なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一 現金出納帳 (Cash Book)
- 二 現金及當座預金出納帳 (Cash and Current Deposit Book)
- 三 商品仕入帳 (Invoice Book)
- 四 商品賣上帳 (Sales Book)

- 五 商品賣買帳 (Merchandise Book)
- 六 商品有高帳 (Stock Book)
- 七 營業費内譯帳 (Expense Book)
- 八 人名勘定元帳 (Personal Account Ledger)
- 九 受取手形記入帳 (Bills Receivable Book)
- 十 支拂手形記入帳 (Bills Payable Book)
- 十一 積送品元帳 (Shipment Ledger)
- 十二 販賣委託品元帳 (Consignment Ledger)
- 十三 買附委託品元帳 (Indent Ledger)
- 十四 組合商品元帳 Goods on (Joint Account Ledger)

左に例題を記載し各帳簿の記入法を示さん但し例題の一部分記入を示すを以て研究者は例題の全部記入を爲し以て練習を爲すべし。

例題

大正 年五月

- 一日 資本主金尾爲之助現金貳萬圓ヲ元入シテ營業ヲ開始ス
- 二日 土藏造家屋壹棟ヲ買入レ代金八千圓ヲ現金ニテ支拂フ
- 三日 金庫量器其他ノ什器ヲ買入レ代金七百圓ヲ現金ニテ支拂フ
- 四日 帳簿文房具郵便切手其他ノ消耗品ヲ買入レ代金參拾圓ヲ現金ニテ支拂フ
- 五日 本月分家事費トシテ現金參百圓ヲ支拂フ
- 六日 電話壹個ヲ買入レ代金五百圓及取付費金貳拾圓ヲ現金ニテ支拂フ
- 同日 廣告料金五拾圓ヲ現金ニテ支拂フ
- 八日 友木商店ヨリ伊勢米貳百石ヲ貳拾圓替ニテ買入レ代金四千圓ヲ現金ニテ支拂フ
- 九日 山野信次へ期限十日利息年壹割ニテ現金壹千圓ヲ貸付ク
- 十日 工藤商店ヨリ越後米六拾石ヲ拾八圓替ニテ買入レ代金ヲ掛トス
- 十二日 藤村商店へ伊勢米百五拾石ヲ貳拾貳圓替ニテ賣渡シ代金ヲ現金ニテ受取ル
- 十三日 井上商店へ伊勢米五拾石ヲ貳拾貳圓替ニテ賣渡シ代金ヲ掛トス

Handwritten notes and calculations at the top of the page, including numbers like 25, 214, 299, and 36052, along with some scribbles and lines.

十四日 下川商店ヨリ肥後米百石ヲ貳拾貳圓替ニテ買入レ代金ノ内金壹千五百圓ヲ現金ニテ支拂ヒ殘額ヲ掛トス

十五日 小山商店へ越後米六拾石ヲ貳拾壹圓替ニテ賣渡シ代金ノ内七百圓ヲ現金ニテ受取り殘額ヲ掛トス

十七日 井上商店ヨリ賣掛金壹千壹百圓ヲ現金ニテ受取ル

同日 工藤商店へ買掛金壹千八拾圓ヲ現金ニテ支拂フ

十八日 山野信次へノ貸付金期日ニ付元利金壹千貳圓七拾四錢ヲ現金ニテ受取ル

十九日 福井商店ヨリ肥後米七拾石ヲ貳拾貳圓替ニテ買入レ代金ヲ掛トス

廿一日 小山商店ヨリ賣掛金五百六拾圓ヲ現金ニテ受取ル

同日 下川商店へ買掛金七百圓ヲ現金ニテ支拂フ

廿二日 小林商店へ肥後米百五拾石ヲ貳拾參圓五拾錢替ニテ賣渡シ代金ノ内參千圓ヲ現金ニテ受取り殘額ヲ掛トス

廿三日 鈴木商店ヨリ左ノ通り買入レ代金ノ内貳千圓ヲ現金ニテ支拂ヒ殘額ヲ

掛トス

伊勢米 貳百石 貳拾壹圓替 金四千貳百圓也

越後米 貳百石 貳拾圓替 金四千圓也

廿四日 川井商店へ越後米百五拾石ヲ貳拾貳圓替ニテ賣渡シ代金ヲ掛トス

廿五日 本月分店員給料四百五拾圓ヲ現金ニテ支拂フ

廿六日 熊本商店へ伊勢米百七拾石ヲ貳拾參圓替ニテ賣渡シ代金ヲ掛トス

同日 家賃一ヶ月五拾圓ノ割ニテ木造家屋壹棟ヲ借入レ敷金トシテ金貳百圓ヲ差入ル

廿八日 小林商店ヨリ賣掛金五百貳拾五圓ヲ現金ニテ受取ル

廿九日 鈴木商店へ買掛金六千貳百圓ヲ現金ニテ支拂フ

卅日 本月分家賃其他ノ營業諸費用金九拾八圓貳拾五錢ヲ現金ニテ支拂フ

卅一日 本日決算ヲ行フ所有物評價左ノ如シ

家屋 金七千九百五拾圓也

什器 金壹千百七拾圓也

簿記及會計

商品

伊勢米	參拾石	貳拾圓替	金六百圓也
越後米	五拾石	貳拾圓替	金壹千圓也
肥後米	貳拾石	貳拾貳圓替	金四百四拾圓也

主要帳簿左の如し。

一 日記簿

日記帳

大正 年 五 月

仕 済 記 號	摘 要	金 額
✓	現金ヲ元入シテ營業ヲ開始ス 日	20,000—
✓	土藏造家屋壹棟買入 日	8,000—
✓	金庫量器其他什器買入 日	700—
✓	帳簿文房具其他消耗品買入 日	30—
✓	本月分家事費現金ニテ支拂フ 日	300—

二 仕譯帳

仕 譯 帳

大正 年 月

借 方	元 丁	摘 要	元 丁	貸 方
20,000—	2	現 金	1	20,000—
8,000—	—	不 動 産	—	8,000—
700—	—	什 器	—	700—
30—	—	營 業 費	—	30—
300—	—	家 事 費	—	300—

三 仕譯日記帳

仕 譯 日 記 帳

大 正 年 月

借 方	元 丁	摘 要	元 丁	貸 方
20,000	—	一 日 現 金 資 本 金	1	20,000
		現金ヲ元入シテ營業ヲ開始ス		
8,000	—	二 日 不 動 産 現 金		8,000
		土藏造家屋壹棟買入レ代金現金ニテ支拂フ		
700	—	三 日 什 器 現 金		700
		金庫量器其他買入レ代金現金ニテ支拂フ		
80	—	四 日 營 業 費 現 金		80
		帳簿文具其他消耗品買入レ代金現金ニテ支拂フ		

四 元帳(總勘定元帳)

元 帳

借 方			貸 方		
日 附	摘 要	仕 丁	日 附	摘 要	仕 丁
			5	1 現 金	1
					20,000

元 帳

借 方			貸 方		
日 附	摘 要	仕 丁	日 附	摘 要	仕 丁
5	1 資 本 金	1			
					20,000

帳 ↑ 簿 記 帳 簿 記 帳

四三

補助帳簿左の如し。

一 現金出納帳(金銀出納帳)

現金出納帳

日附	摘要	收入	支出	残高
1	資本金	20,000	—	20,000
2	土藏造家屋一棟買入代	—	8,000	12,000
3	金庫量器其他什器買入代	—	700	11,300
4	帳簿文房具郵便切手其他消耗品買入代	—	30	11,270
5	本月分家事費	—	300	10,970

二 商品仕入帳

商品仕入帳

日附	摘要	金額	種類
8	友木商店ヨリ次ノ通り現金ニテ買入ル 伊勢米 貳百石 貳拾圓 替	4,000	—
10	工藤商店ヨリ次ノ通り掛ニテ買入ル 越後米 六拾石 拾八圓 替	1,080	—
14	下川商店ヨリ次ノ通り買入レ代金ノ内壹千五百圓ヲ現金ニテ支拂 ヒ殘額ヲ掛トス 肥後米 百石 貳拾貳圓 替	2,200	—
19	福井商店ヨリ次ノ通り掛ニテ買入ル 肥後米 七拾石 貳拾貳圓 替	1,540	—
23	鈴木商店ヨリ次ノ通り買入レ代金ノ内貳千圓ヲ現金ニテ支拂ヒ殘 額ヲ掛トス 伊勢米 貳百石 貳拾壹圓 替 越後米 貳百石 貳拾圓 替	4,200	—
		4,000	—

三 商品買上帳

商品賣上帳

日附	摘要	金額
5	藤村商店へ次ノ通リ現金ニテ賣渡ス 伊勢米 百五拾石 貳拾貳圓替	3,300
12	井上商店へ次ノ通リ掛ニテ賣渡ス 伊勢米 五拾石 貳拾貳圓替	1,100
13	小山商店へ次ノ通リ賣渡シ代金ノ内七百圓ヲ現金ニテ 受取リ殘額ヲ掛トス	1,260
15	小林商店へ次ノ通リ賣渡シ代金ノ内參千圓ヲ現金ニテ 受取リ殘額ヲ掛トス	3,525
22		

四 商品買上帳

商品賣買帳

(頁二頁)

日附	摘要	金額

五 商品有高帳

商品有高帳

(頁二頁)

日附	摘要	仕入		賣上		殘高	
		數量	單價	金額	數量	單價	金額
5		200	20	4,000	200	20	4,000
8	友藤商店				50	20	1,000
12	木村上商店	200	21	4,200	200	21	4,200
13	井上商店				170	21	3,570
23	木本商店				30	21	630
26	熊賣				400		8,200
31		400		8,200			

▲印一行赤記

六 營業費内譯帳

營業費内譯帳

日附	摘要	消耗品	廣告料	給料	雜勘定	合計
4	消耗品	30	50	450	98	628
6	廣告料	—	—	—	25	25
25	給家賃	—	50	450	98	628
25	其他	—	—	—	25	25

七 人名勘定元帳

人名勘定元帳

日附	摘要	借方	貸方	借方	貸方	残高

本章に於て説明せざる各帳簿の記入法に付ては後章に於て之を説明せん。

第七章 決算

決算は或期間の終りに於て其期間に於ける營業に關する諸取引が如何に其期間前Closingの財産に影響を及ぼしたるかを計算する手續即ち或一定の時期に於ける營業者の資産負債の状況を明らかならしむる方法なり。

普通の決算を行ふ時期若くは決算の回数は營業者が任意に之を定むることを得れども少くとも毎年一回一定の時期に之を行ふを要することは商法第二十六條第一項に規定する所なり實際界に於ては半期決算と稱し六箇月毎に即ち年二回決算を行ふを通例とす。

決算の種類に普通の決算若くは平常決算と閉業決算との二種あり前者は營業を繼續する場合に行ふ決算にして後者は營業を閉鎖する場合に行ふ決算なり而して兩者の手續は大同小異なりとす。

決算の手續若くは順序を大別して左の四種と爲すことを得。

- 一 試算表に依て總勘定元帳への轉記記入のことの正否を検査すること
 - 二 棚卸表より總勘定元帳に於ける當該勘定の貸方に記入すること
 - 三 總勘定元帳の締切及繰越即ち各勘定の貸借差額を一定の順序に依て記入すること
 - 四 決算報告表即ち損益表、貸借對照表及び財産目錄を作成すること
- 以下順次之を説明せんとす

(一) 試算表(Trial Balance)

試算表作成の目的は之に依て總勘定元帳への轉記の正確なりや否やを検査せんとするにあり試算表の形式に三種あり合計試算表は總勘定元帳各口座の借方合計と貸方合計とを記載したるもの、殘高試算表は總勘定元帳各口座の借方合計と貸方合計との差額を記載したるもの、合計殘高試算表は總勘定元帳各口座の借方合計と貸方合計とを記載すると同時に其借方合計と貸方合計との差額を記載したるものなり左に三種の雛形を示さん。

合計試算表

借方	元丁	勘定科目	貸方

殘高試算表

借方	元丁	勘定科目	貸方

合計殘高試算表

借方	元丁	勘定科目	貸方

合計試算表に於ける諸勘定の借方合計と貸方合計と相符合し且つ其合計と仕譯帳に於ける金額の合計と相符合するときは大體に於て元帳への轉記に錯誤なきことを示すものなり何となれば仕譯帳各勘定より夫々元帳へ轉記せられ元帳より試算表へ記載せられたる借方金額と貸方金額とが相等しきのみならず仕譯帳に於ける金額の合計と相等しければなり然れども元帳へ轉記の際其記入すべき口座を取違ひて記載したる場合其他甚だしき不注意の轉記を爲したる場合に於ては試算表に依て其目的を達すること能はず即ち前述の如く金額の符合あるも是は決して元帳への轉記の正しきことを示すものにあらず。

残高試算表に於ける諸勘定の借方合計と貸方合計と相符合するときは是亦大體に於て元帳への轉記に錯誤なきことを示すものなり何となれば仕譯帳各勘定より夫々元帳へ轉記せられ元帳より試算表へ記載せられたる各勘定の貸借差額の借方合計と貸方合計と相等しければなり此場合に於ても合計試算表の場合の如く元帳への轉記に甚しき不注意ありたる場合に於ては試算表に依て其目的を達すること能はざるなり残高試算表の諸勘定の合計が仕譯帳に於ける金額の合

計と相符合せざるは勿論のことなり。

合計残高試算表に於ける諸勘定の借方合計の總計と貸方合計の總計と相符合し且つ其の總計が仕譯帳に於ける金額と相符合すると同時に借方残高の總計と貸方残高の總計と相符合するときは前述の理由に依りて大體に於て元帳への轉記に錯誤なきことを示すものなり合計残高試算表に於ては合計及び残高に依て二重に検査を爲すことを得る利益あり。

試算表は決算の場合のみならず平常に於ても營業の状況に應じて或は毎日或は數日毎或は一ヶ月毎等に之を作成するものとす銀行に於ては通例毎日殘高試算表を作成し之を日計表と稱し毎月月末に於て合計殘高試算表を作成し之を月計表と稱す。

總勘定元帳は最も重要な帳簿にして決算も大體此帳簿に依て爲さるゝものなるを以て成るべく頻繁に試算表を作成して其帳簿への轉記の正否を檢查するを要するものとす。

(二) 棚卸表 (Inventory)

棚卸表は決算に際し當時存在する各種の資産に就て一々實際の數量と適當なる價格とを附して記載したる表にして(通例賣殘商品有價證券什器家屋等を含むものなり)此表作成の目的は決算に於ける損益を正確ならしめんが爲め各種の資産に於ける數量の實際的變化及び價格の經濟的變化を明らかならしめんとするにあり而して數量に付きては帳簿上に於ける殘高の如何に拘はらず現場現品に就て一々之を點檢調査を爲し又價格に付きては帳簿上に於ける價格如何に拘はらず市場相場若くは時價を眼中に置き適當の評價を爲さるべからず數量の變化は之が調査比較的困難ならずと雖も價格の變化の調査若くは資産の評價は極めて困難なるものなり商法第二十六條第二項に左の規定あり。

財産目録ニハ動産不動産債權其他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス。

棚卸表作成の場合に於ても此規定は嚴守せざるべからず然れども此規定は第三編會計學に於て述ぶるが如く會計學の資産の評價に關する原則に必ずしも一致せざるを以て此規定に違反若くは抵觸せざる範圍内に於て會計學の原則に依

て評價すべきなり(第三編第七章參照)

左に棚卸表の雛形を記せん。

棚卸表

	總		
	額		
			金
			額

(三) 總勘定元帳の締切及繰越

總勘定元帳は決算に際し一旦締切り一方に於て資産負債の變化及金額を知り他方に於て損益の原因及金額を知らざるべからず之を爲す手續若くは順序左の如し。

イ 元帳に損益口座なきときは之を設く

- 日 棚卸表より當該勘定口座の貸方に金額及び繰越又は残高(閉業決算の場合)の文字を赤記す
 ハ 資本金勘定口座を除き他の各口座を順次に借方金額合計と貸方金額合計とを比較し其差額を金額少なき側へ赤記す但し資産負債に屬する勘定の口座には繰越又は残高(閉業決算の場合)と赤記し損益に屬する勘定の口座には損益と赤記す
 棚卸表より已に記入せられたる勘定の口座にて借方金額合計と貸方金額合計(棚卸表より記入せられたる金額を加へたるもの)との差額を金額少なき側へ損益として赤記すべし
 ニ 各勘定口座貸借金額相平均するを以て夫々之を締切る
 ホ 損益として赤記せられたる金額を前記イの損益勘定口座の反對の側へ其勘定科目と共に夫々黒記す
 ヘ 損益勘定口座の借方金額合計と貸方金額合計とを比較し其差額を金額少なき側へ資本金として赤記し貸借金額を相平均せしめて締切る

- ト 損益勘定口座に赤記せられたる金額を資本金勘定口座の反對の側へ損益として黒記す
 チ 資本金勘定口座の借方金額合計と貸方金額合計とを比較し其差額を金額少なき側へ繰越又は残高(閉業決算の場合)として赤記し貸借金額を相平均せしめて締切る
 リ 各勘定口座に赤記せられたる繰越又は残高金額を夫々反對の側へ記入したる試算表を作成す但し元帳に繰越又は残高の口座を設け之に赤記せられたる金額を反對の側に黒記して締切るも可なり
 又 平常決算の場合に於ては各勘定口座に繰越と赤記せられたる金額を決算日の翌日附にて當該勘定口座の反對の側へ繰越として黒記す
 前記へ及トに於ける手續は決算に於ける純損益を直に資本金に合併せしむる場合に於けるものなり決算に於ける純損益を資本金に合併せしめざる場合にはへの手續に於て資本金と赤記せずして當期純益金と赤記すべく又トの手續に於ては當期純益金を資本金口座に記入すべからず從て當期純益金は資本金に含め

られて繰越さるゝことなく決算日の翌日に於て前期損益金口座を設け之に繰越記入を爲すものとす。

個人企業及び組合企業に於ては純損益は資本金に含めらるゝを通例とし會社企業に於ては之を資本金に含めざるを通例とす。

元帳決算の手續に英米式と大陸式とあり英米式は前記元帳の締切及繰越に於て記述したるものはなり大陸式は左の二點に於て英米式と異なるものなり。

- (一) 決算日に於て仕譯帳に元帳各勘定口座に於ける借方合計と貸方合計との差額を以て資産負債勘定に付ては繰越勘定との振替仕譯を爲し又損益勘定に付ては損益勘定との振替仕譯を爲し其仕譯帳より元帳各勘定口座へ轉記して締切る即ち普通の仕譯を経て轉記するを以て赤記せず
- (二) 締切後次期初日に於て仕譯帳に各繰越高を以て繰越仕譯を爲し其仕譯帳より元帳各勘定口座に轉記す

大陸式は決算の場合に於ても元帳へ轉記を爲すに必ず仕譯帳を通して爲すものとしたるものなれども英米式は之を省略したるものなり兩者其結果に於て異

ることなきは勿論なり我國に於ては商業簿記は通例英米式に依り銀行簿記は從來繰越仕譯を爲したるを以て英米式と大陸式との折衷式を行ひたるものなれども近來漸く英米式に依るもの漸く多きに至れり。

(四) 決算報告表

決算報告表は決算の結果損益の状態及び資産負債の状態を一目明瞭に表示したる諸表なり最も重要にして且つ、通例作成せらるゝもの左の如し。

1 損益表(Statement of Profit and Loss Account)

損益表は一定の會計期間に於ける損益の各原因及び各原因の金額を明らかにらしむる目的を以て元帳に於ける損益勘定口座の損失及び利益を適當の形式に於て詳細に表示したるものなり其雛形を示せば左の如し

損益表

貸	借	損	失	利	益

貸借對照表 (Balance Sheet)

貸借對照表は一定の時期即ち決算日に於ける資産及び負債の状態を明らかならしむる目的を以て元帳に於ける資産負債勘定口座の繰越高又は残高(閉業決算の場合)を適當の形式に於て分類表示したるものなり而して此表は其會計期間に生じたる純損益をも含むものにして純益は簿記上負債にして純損は簿記上資産なりとす

損益表及貸借對照表は資本主及債權者に必要の事項を知らしむるに缺く

べからざるものなりと雖も損益表は損益即ち營業の成績を表示するものなるを以て比較的資本主に取りて必要にして貸借對照表は財産状態を表示するものなるを以て比較的債權者に取りて必要なり商法の規定に依れば貸借對照表は商人の開業の時又は會社の設立登記の時及び毎年一回一定の時期に於て之を作り特に設けたる帳簿に之を記載せざるべからず又年二回以上利益の配當を爲す會社に在りては毎配當期に貸借對照表を作らざるべからず(第三編第二十一章參照)

貸借對照表の雛形を示せば左の如し

貸借對照表

貸	借	資	産	負	債

八 財産目録 (Inventory)

財産目録は一定の時期即ち決算日に於ける資産及び負債の状態を明らかならしむる目的を以て作られたるものなり一切の資産及び負債を含むこと貸借対照表と異なることなしと雖も財産目録は資産及び負債の種類及び價額を一々詳細に内譯を爲して記載したるものなり例へば貸借対照表に於ては什器を一括して表示すれども財産目録に於ては什器の内譯を爲し電話金庫机椅子等一々數量及價額を別に記載するが如き是なり

財産目録には資産及び負債の雙方を記載すべきものにして單に資産のみを記載して負債を記載せざるが如きは理論に反するのみならず商法の規定にも反するものなり

商法の規定に依れば財産目録も貸借対照表と同じく商人の開業の時又は會社の設立登記の時及び毎年一回一定の時期に於て之を作り特に設けたる帳簿に之を記載せざるべからず年二回以上利益の配當を爲す會社に在りては毎配當期に財産目録を作らざるべからず(第三編第二十二章參照)

財産目録の雛形を示せば左の如し

財 産 目 録

株	票	資	産	負	債

二 精算表 (Statements)

精算表は試算表棚卸表損益表及び貸借対照表を一表に記載したるものなり是れ理論上又商法の規定上作成するを要するものにあらずして只便宜上作成せらるゝことあるものなり其雛形を示せば左の如し

異にす。

合名會社の場合。

甲は現金壹萬圓乙は公債證書時價參千圓及現金參千圓丙は不動産見積價格貳千圓及現金貳千圓を出資して合名會社を設立せり

(借) 諸口	(貸) 諸口
現金 15,000.—	甲資本金 10,000.—
公債及株券 3,000.—	乙資本金 6,000.—
不動産 2,000.—	丙資本金 4,000.—

貸方諸勘定を單に甲乙丙とすることを得又社員多數なるときは全部を合併して資本金と爲し各社員の出資は社員勘定元帳にて整理するを便とす。

社員が金錢其他の財産外の勞務又は信用を出資したるとき所謂勞務出資信用出資等の勘定を設くるは不可にして只便宜的評價額を定め置き之を利益配當の標準と爲すべきなり。

合資會社の場合。

合資會社の社員には無限責任社員と有限責任社員とあれども資本金に關する仕譯は合名會社の場合に於けると同じ。

株式會社の場合。

一 株金總額壹百萬圓の株式會社を設立したり。

(借) 拂込未済株金 1,000,000.—	(貸) 株金 1,000,000.—
(又ハ未拂込株金)	

二 株金總額壹百萬圓の株式會社を設立し各株主より第一回拂込として金貳拾五萬圓を受取る。

(借) 諸口	(貸) 株金 1,000,000.—
現金 250,000.—	
拂込未済株金 750,000.—	

株主 10000
株主 25000
未済株金 75000

三 資本金壹百萬圓の株式會社を設立し一株百圓一萬株の内貳千株を發起人に引受け八千株を募集したるに締切期日迄に一萬株の應募申込あり證據金一株に付金貳圓五拾錢づゝを受取り之を當座預金と爲せり

(借) 當座預金 25,000.— (貸) 證券金 25,000.—
 四 右申込に對し八千株を按分比例にて應募者に割宛て二千株を募入外れと爲し一萬株の株主確定せり

(借) 拂込未済株金 1,000,000.— (貸) 株金 1,000,000.—

五 右株主に對し第一回拂込の通知を發し拂込結了し拂込金貳拾五萬圓(前記證據金を加へ)を當座預金と爲す證據金中募入外れの分は拂戻し募入の分は夫々拂込に充てしむ

(借) 諸口 (貸) 拂込未済株金 250,000.—

證據金 25,000.—

當座預金 225,000.—

此取引を(一)證據金の處分(二)證據金を差引きたる拂込(三)銀行への當座預金に分解して仕譯を示し初學者の參考に供せんとす。

(1)

(借) 證據金 25,000.— (貸) 諸口

現金 5,000.—

拂込未済株金 20,000.—

(2)

(借) 現金 230,000.— (貸) 拂込未済株金 230,000.—

(3)

(借) 當座預金 225,000.— (貸) 現金 225,000.—

我國にては法律上株式を額面以下にて發行することを得ざれども額面以上即ち所謂打歩(プレミア)もいふにて之を發行することを得此打歩よりの収入は商法第九十四條第二項の規定に依り一定の場合に於て之を必ず法定積立金に組入れざるべからず。

商法第九十四條の規定左の如し。

會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ル、コトヲ要ス
株式合資會社。

株式合資會社を設立し資本金壹百萬圓の内金四拾萬圓を甲乙二名の無限責任社員より平等に現金にて受取り金六拾萬圓を株式に分ち株主より第一回拂込として金拾五萬圓を現金にて受取る

(借)	口	(貸)	口
現	金 550,000.—	甲資本金	200,000.—
拂込未済株金	450,000.—	乙資本金	200,000.—
		株	金 600,000.—

仕譯に於て甲資本金、乙資本金の代りに甲、乙なる勘定科目を用ゝて之を得ること合名會社の資本金の場合に於けると同じ。

第九章 純損益に關する取引

一定の會計期間に於ける利益總額が損失總額より多ければ其差額を其期間の純利益若くは單に純益と稱し又損失總額が利益總額より多ければ其差額を其期間の純損失若くは單に純損と稱す純益ありたるるとき個人營業の場合に於ては已に記したるが如く直に資本金に加へられ資本主は自己の都合に依て何時にても資本金の引出若くは減資を爲すことを得又純益ありたるるとき會社組織の場合に於ては積立金配當金等として處分せらる但し株式會社にありては前章に於て記載したるが如き商法第九十四條の規定に依て一定の法定積立金若くは強制積立金を爲さるべからず實際上に於ては法定積立金の外通例種々の任意積立金を設くるものとす又會社は社員又は株主の決議に依り法律上の手續を経て何時にても資本の増加又は減少を行ふことを得るものなり。

決算の結果純損ありたるるとき個人營業の場合に於ては資本金を減少せしめ又純損ありたるるとき會社組織の場合に於ては法定積立金其他の積立金を以て之を補填し全部之を補填すること能はざるときは其補填し能はざる部分を次期へ繰越し次期の純益を以て之を補填するを通例とすれども純損全部を其儘後期へ繰

越す方法を行ふこともあり又一定の法律上の手續を経て資本の減少を行ひ以て純損を除去する方法を行ふこともあり要するに純損は社員の決議如何に依て其取扱法竝に仕譯法を異にするものなり。

決算後社員又は株主總會に於て純益の處分を決議したるときは左の仕譯を爲さるべからず。

(借) 前期損益金

(貸) 口

積立金 (準備) 共他

又純損(缺損)例へば貳萬圓にして壹萬圓を法定積立金にて補填し殘餘壹萬圓を缺損金として次期へ繰越すことを株主總會にて決議したるときは左の仕譯を爲さるべからず。

(借) 口

(貸) 前期損益金

20,000.-

法定積立金 10,000.-

缺損金 10,000.-

純益は簿記上の負債なり即ち營業者が純益を資本主に配當若くは移轉するま

で營業者の資本主に對する債務若くは負債なり之に反して純損若くは缺損は簿記上の資産なり即ち營業者が純損の補充若くは補填を受くるまで營業者の資本主に對する債權若くは資産なり是れ貸借對照表に於て純益が負債の側に記載せられ純損が資産の側に記載せらるゝ所以なり。

第十章 創業費に關する取引

創業費即ち開業費は其性質一種の損失なるを以て成るべく第一期の決算に於て之を損益勘定の借方に記入すべきなり然れども創業費の額多くして第一期の決算に於て償却すること困難なる場合に於ては便宜上其全部又は一部を資産として次期へ繰越し三箇年乃至五箇年に亘りて之を償却することを得此便宜法を行ふ場合に於ても實際に於ける償却法には種々あり即ち數年間創業費を償却せずして數年後に於て全額を一時に償却することあり又創業費を償却すべき年數を豫め定め置き毎年平等の金額を償却することあり又年々償却すべき金額を異にすること等あり。

創業費を一時資産として繰越す場合に於ても成るべく速かに其全部を償却するを可とす創業費を幾個年にて償却せしむる方針なりやを貸借対照表に記載するときは其方針明瞭と爲るを以て甚だ可なり尙ほ創業費の全部又は一部を繰越す場合に於て之を創業費勘定にて明示せずして他の固定資産勘定に含めて表示するが如きは人をして眞の資産なりと誤解せしむる方法にして甚だ不可なり。創業費に關する取引の例を記載せん。

一 創業費參萬圓を發起人總代甲某へ現金にて支拂ひたり

(借) 創業費 30,000.— (貸) 現金 30,000.—

二 第一期決算に於て右創業費の内壹萬圓を損益勘定に記入し殘餘貳萬圓を次期へ繰越したり

(借) 損益 10,000.— (貸) 創業費 10,000.—

第十一章 當座預金其他の預金に關する取引

各種の預け金に關する取引及び仕譯を示さん。

一 甲銀行と當座取引並に同借越の契約を爲し現金五千圓を預入る

借越極度壹萬圓根抵當として五分利附整理公債證書額面壹萬貳千圓擔保價格壹萬壹千四百圓を差入る

(借) 時座預金 5,000.— (貸) 現金 5,000.—

商人が二個以上の銀行と當座取引を爲す場合には各銀行名勘定又は各銀行名を附したる當座預金勘定(甲銀行當座預金の如き)を用ふるを例とす

二 乙商店より商品を買入れ代金參千圓を甲銀行宛當座小切手にて支拂ふ

(借) 商品 3,000.— (貸) 時座預金 3,000.—

例一の取引にて用ひたると同一の勘定を用ひざるべからず若し例一にて甲銀行勘定を用ひたるときは例二にても甲銀行勘定を用ひざるべからず

三 丙商店へ商品を賣渡し代金壹千圓を同店振出丁銀行宛當座小切手にて受取る

(借) 現金 1,000.— (貸) 商品 1,000.—

他人の振出したる小切手を受取りたるときは現金勘定にて之を取扱ふこと

會て述べたるが如し

四 右當座小切手を取引銀行たる甲銀行へ預入る

(借)	當座預金	1,000.-	(貸)	現金	1,000.-
-----	------	---------	-----	----	---------

例三の取引にて小切手を受取り同日之を甲銀行へ預入れたるときは左の仕譯を爲すものとす

(借)	當座預金	1,000.-	(貸)	現金	1,000.-
-----	------	---------	-----	----	---------

五 大阪へ送金の目的にて金貳千圓の甲銀行宛當座小切手を振出し之に支拂保證を受け持歸れり但し都合に依り同日大阪へ送附せず

(借)	現金	2,000.-	(貸)	當座預金	2,000.-
-----	----	---------	-----	------	---------

六 右小切手を翌日大阪戊商店へ商品掛代金支拂の爲め送附す

(借)	戊商店	2,000.-	(貸)	現金	2,000.-
-----	-----	---------	-----	----	---------

五及六の取引に依て預金者は當座預金貳千圓の一日分の利息を失ふを以て是等は例外的の取引なりとす

例五の取引にて小切手に支拂保證を受け同日之を大阪へ送附したるときは

左の仕譯を爲すものとす

(借)	戊商店	2,000.-	(貸)	當座預金	2,000.-
-----	-----	---------	-----	------	---------

七 丙商店より商品を買入れ代金壹千五百圓を甲銀行宛小切手にて支拂ふ

(借)	商品	1,500.-	(貸)	現金	1,500.-
-----	----	---------	-----	----	---------

當座預金	1,000.-
當座借越	500.-

例一乃至例六の取引にて當座預金の残高は壹千圓なるを以て超過額五百圓を借越と爲す

八 甲銀行へ當座預金八百圓を預入る

(借)	現金	800.-	(貸)	現金	800.-
-----	----	-------	-----	----	-------

當座借越	500.-
當座預金	300.-

當座借越を返済したる残額を當座預金と爲す

九 甲銀行へ現金貳千五百圓を預入れ内貳千圓を定期預金と爲し五百圓を預

金手形にて受取る

(借) 諸 口

定期預金 2,000.-

預金手形 500.-

(貸) 現 金 2,500.-

一〇 丙商店より商品を買入れ代金五百圓を右預金手形にて支拂ふ

(借) 商 品 500.-

(貸) 預金手形 500.-

一一 丁商店へ商品を賣渡し代金參百圓を戊銀行振出預金手形にて受取る

(借) 現 金 300.-

(貸) 商 品 300.-

他人より預金手形其他の一覽拂の手形類を受取りたるときは現金勘定にて之を取扱ふこと亦曾て述べたるが如し

小口當座預金、通知預金其他の預金に關する取引は今茲に之を略す。

郵便振替貯金に關する取引は振替貯金勘定にて整理す即ち自己の口座に拂込即ち振込ありたるときは此勘定を借方に起し又自己の口座より拂出即ち引出を爲したるときは此勘定を貸方に起して仕譯を爲すべきなり。

各種の預け金を記入する補助帳簿を説明する必要なきを以て最も重要な當座預金の出入を記入する補助帳簿に付て説明せん當座預金の出入は前に記したる現金出納帳と同形式の當座預金出納帳に記入することを得又現金出納帳と當座預金出納帳とを合併したる現金及當座預金出納帳に記入することを得尙ほ其帳簿に郵便振替貯金の出入をも記入せんとせば金額欄を設け即ち借方及貸方を各三桁と爲すことを得左に現金及當座預金出納帳及び現金、當座預金及振替貯金出納帳の雛形を示さんとす。

現金當座預

(借方)

(頁二頁)

日附	摘要	現金	當座預金

金出納帳

(貸方)

日附	摘要	現金	當座預金

現金當座預金及

(借方)

(頁二頁)

日附	摘要	現金	當座預金	振替貯金

振替貯金出納帳

(貸方)

日附	摘要	現金	當座預金	振替貯金

第十二章 手形に關する取引

約束手形表面

第 號	印 紙	大正 年 月 日	振 出 地	仕 務 期 日	仕 拂 場 所
<p>右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ハ此 手形引換ニ無相違仕拂可申候也</p>					
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p>一金</p>					

約束手形裏面

表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日

爲替手形表面

受	引	大正 年 月 日 仕拂場所	大正 年 月 日 仕拂期日	大正 年 月 日 仕拂地	大正 年 月 日 仕拂期日	大正 年 月 日 仕拂地	大正 年 月 日 仕拂期日	大正 年 月 日 仕拂地	大正 年 月 日 仕拂期日	大正 年 月 日 仕拂地	
			圖人、此手形引換ニ御仕拂可被成候也								
			右金額 殿又、同人指			一金					
			印紙			爲替手形					
			第 號								

爲替手形裏面

大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日
表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也	表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也	表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也	表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也	表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也	表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也

約束手形及び爲替手形に關する取引及び仕譯を記載せん。



- 一 甲商店へ商品を賣渡し代金壹千圓に對し同店振出當店宛約束手形を受取る
 (借) 受取手形 1,000.— (貸) 商品 1,000.—
- 二 右約束手形期日に付現金にて支拂を受く
 (借) 現金 1,000.— (貸) 受取手形 1,000.—
- 三 乙商店より商品を買入れ代金貳千圓に對し同店宛約束手形を振出して渡す
 (借) 商品 2,000.— (貸) 支拂手形 2,000.—
- 四 右約束手形期日に付現金にて支拂を爲す
 (借) 支拂手形 2,000.— (貸) 現金 2,000.—
- 五 A商店がC商店より商品を買入れ代金參千圓に對し豫てD商店に賣掛金あるに依りD商店宛C商店向一覽後十日拂の爲替手形を振出して渡す
 (借) 商品 3,000.— (貸) D商店 3,000.—

C商店の仕譯左の如し

(借) 受取手形 3,000.— (貸) 商品 3,000.—

D商店が其手形の引受を爲したるとき未だ支拂を爲したるにあらず

D商店に於ける仕譯左の如し

(借) A商店 3,000.— (貸) 支拂手形 3,000.—

六 E商店振出當店宛約束手形金參千圓を甲銀行にて割引し手取金は同行へ當座預金と爲す割引料金貳拾七圓也

(借) 諸口 (貸) 受取手形 3,000.—

當座預金 2,973.—

割引料 27.—

七 F商店より商品を買入れ代金壹千五百圓に對しI商店振出當店宛約束手形金壹千五百圓を裏書讓渡す

(借) 商品 1,500.— (貸) 受取手形 1,500.—

八 且商店振出I商店宛當店向爲替手形期日に付支拂請求の爲めI商店へ呈

示したるに支拂を拒絶せられたり依て拒絶證書を作成し振出人に對して償還請求を爲せり手形金額五千圓也

右拒絶證書作成費金貳拾圓を現金にて支拂ふ

(借) 諸口 (貸) 諸口

拒絶手形 5,000.— 受取手形 5,000.—

未決算勘定 20.— 現金 20.—

拒絶手形の代りに不渡手形勘定を用ふることを得。

九 日商店より右拒絶手形の償還を受く満期日以後の法定利息金貳圓を加へ合計金五千貳拾貳圓を現金にて受取る

(借) 現金 5,022.— (貸) 諸口

拒絶手形 5,000.—

未決算勘定 20.—

利息 2.—

受取手形に關する事項を記入する帳簿を受取手形記入帳と稱す左の如し。

受取手形

(頁二頁)

日附	摘要	番號	種類	支拂人	振出人又ハ裏書人	手口	形附

記入帳

期限	満期			支拂場所	金額	順		未要
	年	月	日			日附	摘要	

支拂手形に關する事項を記入する帳簿を支拂手形記入帳と稱す左の如し。

支拂手形

(四二頁)

口附	摘要	番號	種類	受取人	振出人又 裏書人	手形 附日

記入帳

期限	期		支拂場所	金額	類		未 要
	満 年	月 日			口 附	摘要	

第十三章 諸向貸借に関する取引

諸向貸借

掛買買の取引先多數なる場合に於ては相手方に對する人名勘定を諸向貸借勘定に總括することあり此場合に於ては各相手方(取引先)との貸借關係は曾て記したる人名勘定元帳にて之を明らかならしむるものとす今取引及仕譯を示さん。

- 一 甲商店より商品壹千圓を掛にて買入る
 (借) 商 品 1,000.— (貸) 諸向貸借 1,000.—
 - 二 乙商店へ商品八百圓を掛にて賣渡す
 (借) 諸向貸借 800.— (貸) 商 品 800.—
 - 三 甲商店へ買掛金壹千圓を現金にて支拂ふ
 (借) 諸向貸借 1,000.— (貸) 現 金 1,000.—
 - 四 乙商店より賣掛金八百圓を現金にて受取る
 (借) 現 金 800.— (貸) 諸向貸借 800.—
- 諸向貸借勘定を諸向借勘定及び諸向貸勘定に二分して用ふることにあり其場合に於ては前記一の取引の仕譯左の如し。
- (借) 商 品 1,000.— (貸) 諸向貸 1,000.—

前記二の取引の仕譯左の如し。

(借)	諸向借	800.-	(貸)	商品	800.-
-----	-----	-------	-----	----	-------

(又は諸向借方)

前記三の取引の仕譯左の如し。

(借)	諸向貸	1,000.-	(貸)	現金	1,000.-
-----	-----	---------	-----	----	---------

前記四の取引の仕譯左の如し。

(借)	現金	800.-	(貸)	諸向借	800.-
-----	----	-------	-----	-----	-------

他の方法あり諸向借勘定の代りに賣掛金(又は賣掛代金)勘定を用ひ之を人名勘定元帳の代りに賣上先元帳(賣上元帳又は得意先元帳ともいふ)に記入し又諸向貸勘定の代りに買掛金(又は買掛代金)勘定を用ひ之を人名勘定元帳の代りに仕入先元帳(仕入元帳ともいふ)に記入する方法是なり勘定科目及び帳簿組織の問題にして其理論竝に記入法に敢て異なる所なきなり。

近來實際界に於て此最後の方法を行ふもの漸く多きが如し。

第十四章 未決算に關する取引

未決算勘定は取引生じたれども未だ之を確定的勘定に記入することを得ざるるとき一時其取引を處置する場合に起すものにして例へば火災保險に付したる家屋が焼失したるとき又は海上保險に付したる船舶又は積荷が海上の危險に依り所謂全損と爲りたるるとき保險會社に對して保險金の支拂を請求したるが如き場合に於て家屋又は船舶又は積荷の保險價額を夫等の資産勘定の貸方に記入し未決算勘定の借方に記入すべきなり而して後日保險金の受領結了し損益確定したるときは現金又は損益等の確定的勘定の借方と未決算勘定の貸方とに振替記入を爲すべきなり。

未決算勘定は廣義に於ては假受金假渡金手附金保證金未收利息未拂利息未經過保險料等を含むものなれども狹義に於ては是等のものを含まざるなり未決算勘定を廣義に解し種々の勘定を未決算勘定にて整理するときには財産状態を明瞭ならしむることを得ざるを以て成るべく未決算勘定を狹義に解するを可とす即

ち茲に記したる假受金其他諸種の勘定に付ては各別々の勘定を起し假受金勘定其他の勘定を用ふるを可とす但し假受金等を起す場合に於ても未決算勘定の場に於けるが如く後日之を確定的勘定に振替記入を爲さざるべからず。

第十五章 假勘定に關する取引

假勘定は現金の受拂ありたれども未だ之を確定的勘定に記入することを得ざるとき一時其取引を處置する場合に起すものにして例へば諸雜費支拂の爲め用度方へ現金を前渡したるときは假勘定又は假渡金勘定の借方と現金勘定の貸方とに記入すべく後日用度方より雜費支拂の報告ありたるとき雜費勘定の借方と假勘定又は假渡金勘定の貸方とに振替記入を爲すべきなり。

假勘定の起る主なる場合は用度方への前渡金、旅費概算渡、株式又は社債應募保證金、手附金、契約保證金、一時的預り金、一時的預ヶ金等の場合なりと雖も假勘定の範圍を甚しく廣からしむるは不可にして假渡金、手附金、保證金等に對しては各別々の勘定を起すを可とす。

第十六章 貯藏品に關する取引

貯藏品は營業の規模大にして一時に多量の消耗品を買入るゝとき其消耗品を一時處置する場合に起すものにして例へば多量の石炭を買入れたるときは貯藏品勘定の借方に記入し置き一定の期間後若くは決算に際し其期間に於ける消費高を調査して之を營業費勘定の借方と貯藏品勘定の貸方とに振替記入を爲すべきなり此の如き取扱に依て各會計期間に於ける營業費若くは損益を正確ならしむることを得べきなり。

第十七章 未著^着商品に關する取引

未著商品勘定は内外遠隔の地通例外國に於て商品を買入れ貨物代表證券のみ到着したる場合、内外遠隔の地より發送したる商品を其到着以前に於て買入れたる場合、内外遠隔の地にて商品を買入れ船積と同時に商品の所有權が移轉する約定なるとき其船積の通知に接したる場合等に於て未だ到着せざる商品を一時處

置する場合に起すものにして手許に於ける商品と區別せんとするものなり例へば上海甲商店より買入れたる商品の積出報告並に船荷證券到着したるときは未著商品勘定の借方と甲商店勘定の貸方とに記入し後其商品到着したるときは商品勘定の借方と未著商品勘定の貸方とに振替記入を爲すべきなり。

未著商品の到着以前に於て之を乙商店に掛にて賣渡したるときは乙商店勘定の借方と未著商品勘定の貸方とに記入すべきなり又未著商品にして運送中滅失毀損ありたるときは夫々適當の勘定に振替へざるべからず。

第十八章 積送品に關する取引

積送品勘定は商品の販賣方を他の地方に於ける取引先若くは問屋に委託する場合に起す科目にして此勘定には通例積送先の地名又は荷受問屋名を附するものにして又同一地方に向け幾回も積送する場合に於ては第一第二等の積送番號を附するものとす今取引の例及び仕譯を記さん。

- 一 門司乙商店へ販賣委託の爲め商品金七百五拾圓を積送り運賃貳拾圓を現

金にて支拂ふ			
(借) 門司積送品	770.-	(貸) 諸口	750.-
(又は門司向積送品)		商 品	700.-
		現 金	20.-

- 二 乙商店より右積送品賣上勘定書を送り來る當店手取金八百九圓貳拾錢也追て送金の筈

(借) 乙商店	809.20	(貸) 門司積送品	809.20
(借) 乙商店	809.20	(貸) 諸口	

此場合に於て積送品より直に損益を計算し左の如く仕譯を爲すことを得

門司積送品	770.-
積送品損益	39.20
(又は損益)	

- 三 門司乙商店へ販賣委託の爲め商品金貳千圓を積送り諸掛金貳拾參圓を現金にて支拂ふ

右商品に對し甲銀行にて金壹千六百圓の荷爲替を取組み割引料拾圓八錢を差引き手取金壹千五百八拾九圓九拾貳錢を同行へ當座預金を爲す

(借) 諸口	(貸) 諸口
門司積送品 2,023.-	商 品 2,000.-
當座預金 1,589.92	現 金 23.-
割引料 10.08	乙商店 1,600.-

荷爲替は商品を買主に送るとき買付委託品を委託主に送るとき等に於ても取組まるゝものとす其仕譯法は何れの場合に於ても同じ

四 乙商店より右積送品仕切狀到着す當店手取金より同店立替荷爲替金壹千六百圓を差引き純手取金七百圓を當地甲銀行宛送金手形にて受取る

(借) 諸口	(貸) 門司積送品
乙商店 1,600.-	2,300.-
現 金 700.-	

乙商店に於ける立替爲替金に對する利息に付ては當初の契約に依るべし

2,023
1,000
1,000

門司積送品 2,023
新市金 1,509.92
割引料 10.08

乙商店 2,000
23
23

乙商店 2,000
23
23

積送品勘定の代りに委託品勘定を用ふる者ありと雖も不可なり
積送品に關する事項を記入する帳簿を積送品元帳又は積送品控帳と稱す其
雜形左の如し。

積送品 (五二頁)

日 附	摘 要	借 方

元 帳

日 附	摘 要	貸 方

第十九章 委託品に關する取引

委託品に二種あり販賣委託品とは他の地方に於ける荷主より販賣の委託を受けたる商品をいひ買附委託品とは他の地方に於ける商人より買附の委託を受けたる商品をいふ其何れにも委託主名を附し又同一人よりの委託幾回もあるときは第一第二等の委託番號を附すること積送品の場合に於けると同じ。

販賣委託品勘定を委託販賣品勘定又は單に委託品勘定と稱する者あり又販賣委託勘定と稱する者あり又買附委託品勘定を單に委託品勘定又は買附委託勘定と稱する者あり。

今委託品に關する取引の例及び仕譯を記さん。

- 一 甲商店より販賣委託の爲め商品金八百圓を送り來る運賃金拾圓也現金にて支拂ふ

(借) 甲商店委託品 10.- (貸) 現金 10.-

番號を附する場合には甲商店第一委託品と稱するが如くすべし

甲商店 100
現金 10

甲商店 現

- 二 右委託品を乙商店に賣渡し代金九百圓也同商店振出甲銀行宛當座小切手にて受取る

(借) 現金 900.- (貸) 甲商店委託品 900.-

- 三 右委託品の賣上勘定書を送附す賣上高より當店販賣手数料金貳拾七圓及び立替金拾圓合計金參拾七圓を差引き手取金八百六拾參圓也

(借) 甲商店委託品 890.- (貸) 諸口

甲商店 863.-
手数料 27.-

- 四 丙商店より買附委託を受け商品を買入れ代金壹千圓也現金にて支拂ふ

(借) 乙商店買附委託品 1,000.- (貸) 現金 1,000.-

番號を附する場合には例一に記したるが如くすべし

- 五 右商品を丙商店へ送り荷造費及び運賃合計金貳拾圓也現金にて支拂ふ

(借) 乙商店買附委託品 20.- (貸) 現金 20.-

- 六 右買附委託品の勘定書を丙商店へ送る買附手数料參拾圓六拾錢也買附勘

100
買付 現

甲商店 現
買付 現
手数料 27

簿記及會計

1011

定書金額壹千五拾圓六拾錢の内金七百圓に對し荷爲替を取組み手取金を現金にて受取る但し割引料金六圓は之を當店の負擔となす

(借) 諸 口 (貸) 諸 口

現 金 694.- 丙商店買附委託品 1,020.-

丙商店 350.60 手 數 料 30.60

割 引 料 6.-

此場合に於て割引料を丙商店の負擔とするときは仕譯は左の如し

(借) 諸 口 (貸) 諸 口

現 金 694.- 丙商店買附委託品 1,020.-

丙商店 356.60 手 數 料 30.60

買附を委託したる商店にては買附委託品勘定を起すことなく最初手附金を送附したるときは手附金又は受託者人名勘定を起して之を整理し又買附委託品及び買附勘定書到着したるときは受託者人名勘定を起して之を整理し後買附代金を送附したるとき受託者人名勘定の借方と現金其他の勘定の貸方とに記入する

ものとす

販賣委託品は左の如き販賣委託品元帳に各委託者口座を設けて之を記入す。

販 賣 委 託

(四二頁)

日 附	摘 要	借 方

品 元 帳

日 附	摘 要	貸 方

買附委託品は左の如き買附委託品元帳に各委託者口座を設けて之を記入す。

買附委託

(四二頁)

日附	摘要	借方	貸方

品元帳

日附	摘要	借方	貸方

第二十章 組合商品に關する取引

二人以上の者が一時的組合契約を結び共同の計算にて商品を販賣し損益の分配を爲す場合に其商品を各組合員間に於て組合商品と稱す此取引は取引の結果たる損益を豫め確知すること困難なる冒險的取引の場合資本豊富ならざる爲め又は便宜若くは設備十分ならざる爲め個人にて爲すこと能はざる取引の場合等に行はるゝことあり然れども近來交通發達し貿易大に進歩したるを以て所謂組合取引の行はるゝこと漸く尠きに至れり。

今例へば二人が組合を結び損益平分(等分)の約束にて或商品を販賣する場合に於ける仕譯を代理式、全擔式及び分擔式(組合商品の仕譯法に通例此三方法あり)に分ちて記さん但し組合員の一人が他の組合員に或商品を送り之を販賣せしむる場合と爲す。

(一) 東京甲商店 樺太大泊乙商店組合を結び甲商店より乙商店へ商品貳千五百圓を積送り乙商店に於て運賃壹百圓を現金にて支拂ふ

- (二) 乙商店に於て右商品を參千圓に販賣し代金現金にて受取る
- (三) 乙商店に於て右商品の賣上勘定書を作成し之を甲商店へ送る乙商店の賣
捌手敷料金六拾圓總純益金參百四拾圓也甲商店手取金貳千六百七拾圓は
追て送金の筈

第一、代理式に依ル甲商店の仕譯 取引の順に記さん。

(借) 組合商品 2,500.-

—(1)—

(貸) 商 品 2,500.-

(又は組合積送品)

—(2)—

仕譯せず

—(3)—

(借) 乙 商店 2,670.-

(貸) 組合商品 2,670.-

(3)の仕譯は賣上勘定書到着したるとき爲すべきなり尙ほ其仕譯に於て組合商
品より直に損益を計算し左の如く仕譯を爲すことを得

(借) 乙 商店 2,670.-

(貸) 諸 口

組合商品 2,500.-

組合損益 170.-

(又は損益)

代理式に依る乙商店の仕譯。

—(1)—

(借) 組合商品 100.-
(又は組合販賣品)

(貸) 現 金 100.-

—(2)—

(借) 現 金 3,000.-

(貸) 組合商品 3,000.-

—(3)—

(借) 組合商品 2,900.-

(貸) 諸 口

手 敷 料 60.-

組合損益 170.-

甲 商店 2,670.-

代理式は前に記したる積送品を送りたる者及び販賣委託品を受取りたる者の爲す仕譯に同じ只勘定科目を異にすること並に賣上勘定書を作成するとき組合損益を起すことの差あり。

第二、全擔式に依る甲商店の仕譯。

(借) 乙商店	2,500.-	(貸) 乙商店	2,500.-
	—(1)—		
	—(2)—		
	仕譯せず		
	—(3)—		
(借) 乙商店	170.-	(貸) 組合損益	170.-
	—(1)—		
	—(2)—		
	—(3)—		
全擔式に依る乙商店の仕譯。			
(借) 組合商品	2,600.-	(貸) 乙商店	2,500.-
	—(1)—		

現金	100.-		
(借) 現金	3,000.-	(貸) 現金	3,000.-
	—(2)—		
	—(3)—		
(借) 組合商品	400.-	(貸) 組合商品	3,000.-
		(貸) 諸口	60.-
		手数料	170.-
		組合損益	170.-
		甲商店	170.-
全擔式は商品の掛賣買を爲したる場合の仕譯に同じ只勘定科目を異にすること及び賣上勘定書を作成するとき組合損益を起すことの差あり。			
第三、分擔式に依る甲商店の仕譯。			
	—(1)—		
(借) 諸口		(貸) 諸口	2,500.-
組合商品	1,250.-		

乙商店 1,250.-

—(2)—

仕 購 せ ず

—(3)—

(借) 乙商店 1,420.-

(貸) 組合商品 1,420.-

③の仕譯に於ける組合商品より直に組合損益を起すことを得即ち左の如し

(借) 乙商店 1,420.-

(貸) 諸 口

組合商品 1,250.-

組合損益 170.-

分擔式に依る乙商店の仕譯。

—(1)—

(借) 諸 口

(貸) 諸 口

組合商品 1,300.-

甲 商店 1,250.-

甲 商店 50.-

現 金 100.-

—(2)—

(借) 現 金 3,000.-

(貸) 諸 口

組合商品 1,500.-

甲 商店 1,500.-

—(3)—

(借) 諸 口

(貸) 手 數 料 60.-

組合商品 30.-

甲 商店 30.-

①の仕譯は實際に於ては左の如くするものとす。

(借) 組合商品 1,300.-

(貸) 諸 口

甲 商店 1,250.-

現 金 50.-

分擔式は一部分は積送品及販賣委託品に關する仕譯を爲し他の一部分は商品の掛賣買に關する仕譯を爲すものなり。

以上は二人の組合商品の場合なるが三人以上の組合商品の場合に於ては商品の積送及び販賣の任に當らざる者は組合商品賣上勘定書に依て組合損益を知りたるときに於てのみ只仕譯を爲すべきものなり即ち一方に於て人名勘定を起し他方に於て組合損益勘定を起すべきなり。

損益平分の約束にあらざる場合は固より當初の約束に依て各組合員の損益を適當に計算すべきものなり。

組合商品に關する取引は組合商品元帳に記入す即ち組合商品販賣の任に當る者に於て各組合品毎に口座を設け其詳細を記入するものとす今其雜形を記せば左の如し。

組合商

(頁二頁)

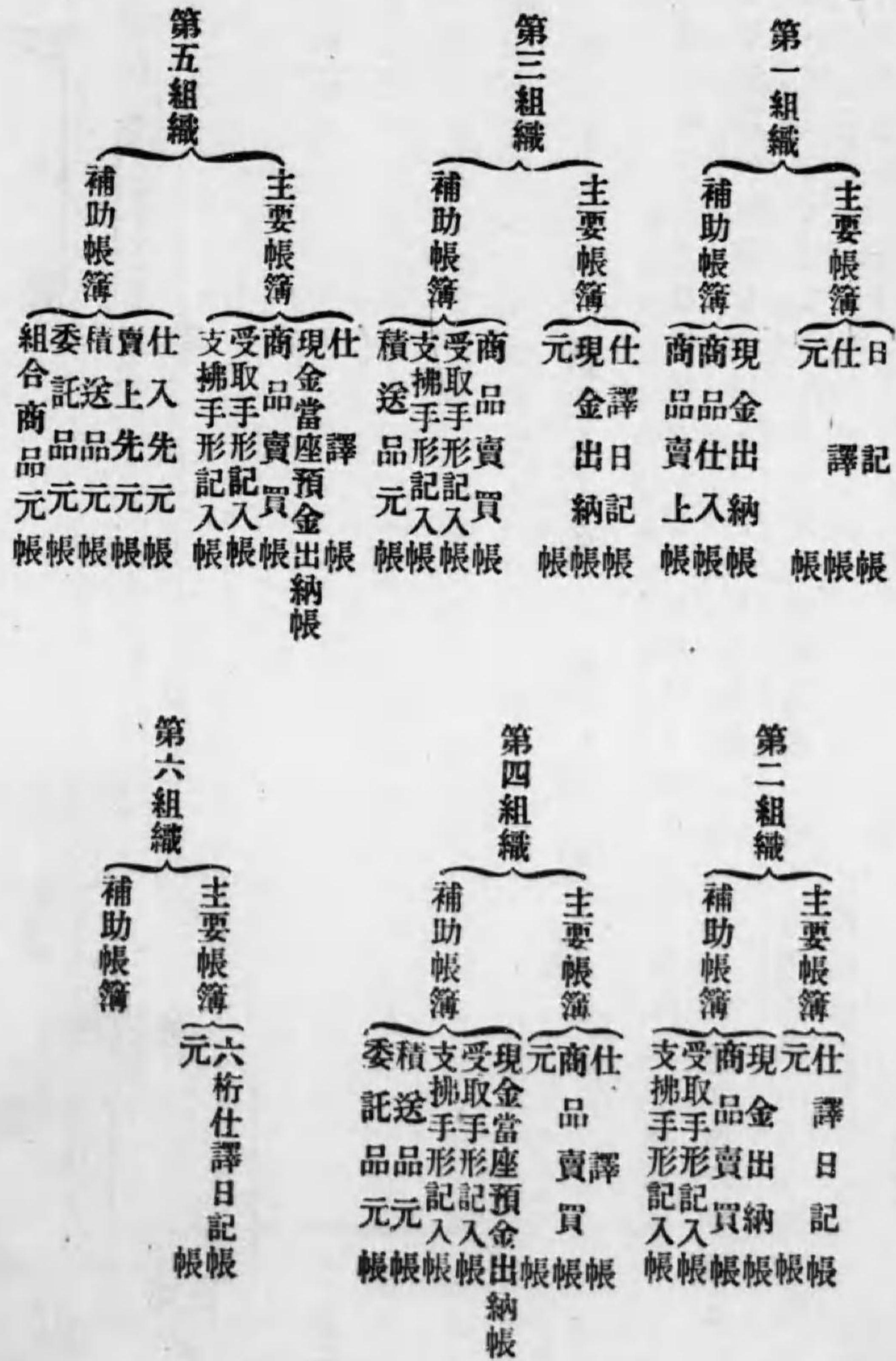
日附		摘要		借方	

品元帳

日附		摘要		貸方	

第二十一章 帳簿組織

商業帳簿は主要帳簿及び補助帳簿より成る主要帳簿及び補助帳簿として如何なる種類の帳簿を使用すべきやは各場合に依て異り即ち商業の種類及び規模の大小等に依て異ならざるを得ず商業簿記に於て通例用ひらるゝ種々の帳簿組織を記せば左の如し。



右の第一組織及び第二組織は極めて簡單なるを以て殆んど説明を要せず依て其外の組織に付て次章以下に説明せんとす。

第二十二章 現金出納帳を主要帳簿とする組織

現金出納帳を主要帳簿とする組織にては現金取引は之を仕譯帳に記入せずして現金出納帳に記入し其帳簿より元帳へ轉記せらるる例へば商品參百圓を現金にて買入れたる現金取引の仕譯は借方商品參百圓貸方現金參百圓なるを以て主要帳簿と爲されたる現金出納帳の貸方に商品參百圓と記入し而して元帳へ轉記するには現金以外の勘定即ち此場合の取引にて商品勘定は其現金出納帳へ記入の都度轉記せられ現金勘定は一定の期間後に現金出納帳上に於て合計せられ其借方合計は元帳現金勘定口座の借方へ又其貸方合計は元帳現金勘定口座の貸方へ轉記せらるべきなり現金出納帳の合計を爲すべき期間には營業狀態如何に依り一週間、十日、一ヶ月等種々ありとす。

現金當座預金出納帳を主要帳簿とする場合に於ては現金の出納及び當座預金

の出納の諸取引を此帳簿に記入し此帳簿より元帳へ轉記するものなり即ち現金及び當座預金以外の諸勘定は此帳簿記入の都度元帳へ轉記し現金の出入合計及び當座預金の出入合計は一定期間毎に之を元帳へ轉記するものなり前記現金出納帳を主要帳簿とする場合と理論を異にすることなし。

現金と當座預金とに關する取引例へば現金を當座預金として銀行へ預入れたる取引は現金當座預金出納帳の借方に於ける當座預金記入欄と貸方に於ける現金記入欄とに記入し其貸借の摘要欄には相手勘定科目を記載せずして單に日記要領のみを記載するものとす(勿論現金及び當座預金を其都度元帳へ轉記せず此の如き記入に依て現金及び當座預金を其記入の都度元帳へ轉記せざる精神を貫くことを得るのみならず現金及び當座預金の元帳に於ける所謂二重轉記若くは重複轉記を避くることを得べきなり。

左に現金當座預金出納帳を主要帳簿とする場合の記入法及び元帳への轉記法を記さん。

(借方) 1.

現金當座預

(頁二頁)

日附	摘	要	元	現金	當座預金
9 1	資本	元入	1	1,500	-
9 2	現金ヲ當座預金トナス	高	✓	-	1,300
			2/3	1,500	1,300
				1,500	1,300

金出納帳

(貸方)

日附	摘	要	元	現金	當座預金
9 2	當座預金トシテ預入ル	丸持商店	✓	1,300	-
9 6	商	品	4	100	850
9 10	雜費	本	5	1,400	10
		本	2/3	(赤)100	860
		本日残高		1,500	(赤)439.50
				1,500	1,300

元 帳

借方		貸方	
日附	摘要	仕手	金額
			1,500 -
9 1	現		

1.

借方		貸方	
日附	摘要	仕手	金額
			1,400 -
9 30	諸口		

2.

借方		貸方	
日附	摘要	仕手	金額
			860 50
9 30	諸口		

3.

借方		貸方	
日附	摘要	仕手	金額
			950 -
9 6	諸口		

4.

借方		貸方	
日附	摘要	仕手	金額
			10 50
9 10	常座預金		

5.

右は九月一ヶ月分の記入を爲したるものなり取引數甚だ尠しと雖も了解し易からしめんが爲め特に此の如き記入を示せり尙ほ元帳の現金勘定の摘要を此場合に於て諸口と記したるは理由なきことなりと雖も通例の場合に於ける記入を示さんが爲め此く記したるに外ならず。

第二十三章 商品賣買帳を主要帳簿とする組織

商品賣買帳を主要帳簿とする帳簿組織にては商品の仕入及び賣上の取引は之を仕譯帳に記入せずして商品賣買帳に記入し其帳簿より元帳へ轉記するものなり商品仕入れたるときは商品賣買帳の借方に仕譯に於ける貸方勘定及び金額を記入し又商品を賣上げたるときは商品賣買帳の貸方に仕譯に於ける借方勘定及び金額を記入し而して元帳へ轉記するには商品以外の勘定は之を商品賣買帳に記入の都度商品賣買帳と反對の側に轉記し商品勘定は一定期間毎に貸借金額を各合計して之を商品賣買帳と同じ側に轉記すべきなり此轉記法は現金出納帳を主要帳簿としたる場合に於ける轉記法を了解するときは自ら明らかなるべし此場合の商品賣買帳には元帳丁數欄を設くべきは勿論なり。

商品仕入帳及び商品賣上帳の兩帳簿を主要帳簿として用ふる場合に於ては仕入帳は前記商品賣買帳の借方に相當し又賣上帳は其貸方に相當するを以て其兩帳簿の記入法及び元帳への轉記法自ら明らかなるべし。

第二十四章 現金出納帳及び商品賣買帳を

主要帳簿とする組織

現金出納帳及び商品賣買帳の兩帳簿を主要帳簿とする帳簿組織にては現金取引は之を現金出納帳に記入し商品の賣買取引は之を商品賣買帳に記入し夫等の帳簿より元帳へ轉記するものなり現金及び商品以外の諸勘定は夫等の帳簿へ記入の都度夫々元帳へ轉記せられ現金勘定及び商品勘定は一定期間毎に貸借金額を各合計して之を元帳へ轉記すべきなり現金及び商品以外の諸勘定は貸借反對の側に於て元帳へ轉記すべく現金勘定及び商品勘定は貸借同じ側に於て元帳へ轉記すべきなり尙ほ現金出納帳の代りに現金當座預金出納帳を用ふる場合に於ても其記入法及び元帳への轉記法を了解すること決して困難ならざるべし。

商品金壹千圓を現金にて買入れたるときは如き現金勘定と商品勘定とに關する取引あり此帳簿組織にては一方に於て現金出納帳の貸方に商品勘定として記入し他方に於て商品賣買帳の借方に現金勘定として記入せざるべからず然るに

此く記入したる上にて前記の如く元帳へ轉記するときは元帳に於ける現金勘定及び商品勘定は二重に轉記せらるゝことゝ爲る何となれば前記の如く轉記すれば商品勘定は現金出納帳の貸方より其記入の都度轉記せらるゝに拘はらず商品の仕入高は商品賣買帳の借方より一定期間毎に金額を合計して轉記せられ又現金勘定は商品賣買帳の借方より其記入の都度轉記せらるゝに拘はらず現金の支拂高は現金出納帳の貸方より一定期間毎に金額を合計して轉記せらるゝを以て轉記重複と爲るを以てなり又商品を現金にて賣渡したる場合に於ても亦之と同様に二重轉記を招くべきなり故に二重轉記を避くる方法を行はざるべからず之を避くる方法種々あり商品勘定及び現金勘定は其記入の都度元帳へ轉記せざるも一方法なりと雖も最も可なる方法は現金出納帳及び商品賣買帳の摘要欄に商品及現金の勘定科目を記載せずして單に日記要領のみを記入し從て兩勘定を其記入の都度元帳へ轉記せざる方法なりとす。

本章後段の記載を左の雛形にて説明せんに甲及乙の記入に依て記入の都度轉記するときは二重轉記を來すを以て丙及丁の記入に依て合計して轉記するを可

とす。

現金出納帳

甲 (借方)

(貸方)

日附	摘要	元丁	金額
11 1	商品 甲商店		1,000 -

商品賣買帳

乙 (借方)

(貸方)

日附	摘要	元丁	金額
11 1	現金 甲商店		1,000 -

現金出納帳

丙 (借方)

(貸方)

日附	摘要	元丁	金額
11 1	甲商店ヨリ商品ヲ買入ル		1,000 -

商品賣買帳

丁 (借方)

(貸方)

日附	摘要	元丁	金額
11 1	甲商店へ現金ヲ支拂フ		1,000 -

第二十五章

六桁仕譯日記帳を主要帳簿

とする組織

六桁

仕譯日記帳は帳簿の借方及び貸方に各三金額欄を有する仕譯日記帳にして摘要欄には勘定科目及び日記要領を記載し借方及び貸方に於ける第一金額欄には現金の出入金額を記入し第二金額欄には商品の賣買金額を記入し第三金額欄には現金の出入及び商品の賣買に關係なき諸取引の金額を記入するものなり

而して第三金額欄に關する記入は前章に記したる現金出納帳又は商品賣買帳を主要帳簿とする組織の場合に於ける仕譯日記帳の記入に相當するものなり。

六桁仕譯日記帳を主要帳簿とするときは現金及び商品に關係なき取引は第三金額欄に記入せられ其記入の都度元帳へ直接に轉記せられ現金勘定は一定期間毎に第一金額欄を合計して轉記せられ又商品勘定も一定期間毎に第二金額欄を合計して轉記せらる其一定期間の定め方には一週間十日一ヶ月等種々あり。

六桁仕譯日記帳を主要帳簿とするときは元帳への轉記に甚しく手数を省略す

ることを得るのみならず他に仕譯日記帳を作るを要せず又之を現金出納帳及び商品賣買帳の代用と爲すことを得るのみならず此帳簿に依て一切の取引の記載を見ることを得るを以て小規模の商業に於ては極めて便利なる帳簿なり。

六桁仕譯日記帳は貸借各三金額欄を有するを以て其名稱ありと雖も營業の狀態に依り必要なるときは八桁又は十桁等の金額欄を設けることを得又必要なるときは七桁又は九桁等奇數の金額欄を設けることを得即ち金額欄の數は必要に應じて増減せしむることを得然れども金額欄の數にも程度あるを免れずして其程度を超えて金額欄の數を甚だしく多からしむるときは帳簿甚だしく大と爲り取扱に不便にして且つ記入に餘白を生じ不經濟なるのみならず記入に際して金額欄の見違ひを爲すこと其他の誤を招く虞あり。

左に六桁仕譯日記帳の雛形を記さん

六桁仕譯日記帳

(借方)

(頁二頁)

(貸方)

現金	商品	諸口	元丁	摘要	元丁	諸口	商品	現金
1,975 65	3,500 -	430 50 3,500 - 1,975 65 5,906 15				1,510 30 2,480 - 1,915 85 5,906 15	2,480 -	1,915 85

第二十六章 商品賣買に關する補助帳簿

商品の仕入高及び販賣品の戻り高を共に商品仕入帳に記入するときには商品仕入帳に於て其會計期間に於ける商品の純仕入高を知ることが得ざる不便あり又商品の賣上高及び仕入品の返送高を共に商品賣上帳に記入するときは商品賣上帳に於て其會計期間に於ける商品の純賣上高を知ることが得ざる不便あり是に於てか他の二種の補助帳簿を作ることあり即ち仕入品に關する返送品記入帳及び賣上品に關する戻り品記入帳是なり商品仕入帳記入合計より返送品記入帳記入合計を差引くときは其期間の純仕入高を知ることが得若し最初手許有品若くは繰越商品ありたるときは之をも差引かざるべからず又商品賣上帳記入合計より戻り品記入帳記入合計を差引くときは其期間の純賣上高を知ることが得べきなり即ち商品の返送高並に戻り高を商品仕入帳並に商品賣上帳に記入すると同時に之を返送品記入帳並に戻り品記入帳に記入する方法なり。

返送品記入帳及び戻り品記入帳を用ひずして商品勘定を分類する方法もあり

即ち商品勘定を手許有品勘定、仕入勘定、賣上勘定及び賣買勘定の四種に分ちて仕譯整理し又は仕入勘定、賣上勘定及び賣買勘定の三種に分ちて仕譯整理するときはその期間の純仕入高及び純賣上高は前記の如く補助帳簿に依らずして元帳に於ける仕入勘定及び賣上勘定の貸借差引残高に依て之を知ることが得べきなり。

此方法に依るときは二種の補助帳簿を作成するを要せずと雖も決算に際し商品勘定よりの損益を計算する爲め種々の振替仕譯を爲すを要するものとす今商品勘定を四種に分ちたる場合に元帳各口座の記入左の如くなりと假定せん。

借	貸
手許有品勘定	仕入勘定
1,000.-	2,000.-
貸	借
手許有品勘定	仕入勘定
500.-	2,000.-

借	賣上勘定	貸
	200.—	1,200.—

此場合に於て決算に際し商品損益を計算せんには左の振替仕譯を爲さるべからず但し此場合に於て商品棚卸高を金壹千八百圓と假定す。

(借) 諸口	賣買勘定	1,000.—	手許有品勘定	1,000.—
	賣買勘定	1,500.—	仕入勘定	1,500.—
	賣上勘定	1,000.—	賣買勘定	1,000.—
	手許有品勘定	1,800.—	賣買勘定	1,800.—

此仕譯より元帳各口座へ轉記するときは手許有品勘定に於て借方に壹千八百圓の残を生ず是れ次期へ繰越さるゝものなり仕入勘定及び賣上勘定は貸借相平均し賣買勘定は左に示すが如く損益を示すことゝ爲る。

借	賣買勘定	貸	
手許有品勘定	1,000.—	賣上勘定	1,000.—
仕入勘定	1,500.—	手許有品勘定	1,800.—
(赤) 損	300.—		
	2,800.—		2,800.—

第二十七章 カード式及びブルーグリーン式

カード式とは從來使用せる綴りたる帳簿の代りに紙質稍厚き紙片即ちカードを抽斗の如き容器に排列し其一容器に包容する總カードを一冊の帳簿たらしめたるものにして各カードを帳簿の一葉とし其面には相等帳簿と同様なる記入欄を設くるものにして其記入法は普通の帳簿の場合に於けると同じ而してカードの形の大小色別等は各場合に應じて適宜に之を定むることを得。

カード式は商業界に於て利用せらるゝのみならず學校に於ける學生原簿、俱樂部の會員名簿、圖書館の書籍目錄等にも利用して極めて便利なり。

カード式は日記帳、仕譯帳、金銀出納帳等には却て不便なれども貯金局の貯金者口座、保險會社の被保險人口座、銀行の預金者口座、商人の人名勘定等に最も便利なり蓋し是等の場合は口座數甚だ多く取引甚だ頻繁にして而かも記入事項極めて簡單なるを以てなり而してカード式に於てはカードをイロハ別其他適宜に分類排列することを得。

- 一 カード式の主なる長所を擧ぐれば左の如し。
- 二 數人にて分擔記帳を爲すことを得
- 三 口座搜索に手数を要することなし
- 四 不用の餘白を節することを得
- 五 新設の口座を随意に加ふることを得
- 六 不用に屬したる口座を隨時除去することを得
- 七 取扱及び記帳便利なり
- 八 カード式の主なる短所を擧ぐれば左の如し。
- 一 カードが散亂紛失する虞あり

- 二 カードを取出し記入したる後之を挿入する場所を誤ることあり
- 三 カードを利用して不正を行ふことあり
- 四 カード式には容器設備等に多くの費用を要す

要するにカード式は或場合に於て極めて有益便利なるものなりと雖も之を行ふ場合に於ては取扱者其他は細心なる注意を拂はざるを得ず

次にルーズリーフ式とは普通の綴りたる帳簿及びカード式の長所を採りたるものにして其用紙及び形式は寧ろ普通の帳簿に類すれども其一葉づゝ挿入取外し自由なり而して用紙は相等帳簿と同様の記入欄を有するものにしてバインダ^{Blinder}と稱する表紙兼用の紙挾に挿込みたるものなり其記入法は普通の帳簿と異なることなし。

ルーズリーフ式は普通帳簿の短所を除き而かもカード式の如くカードの散亂紛失其他の短所を除くことを得又カード式の如く其容器設備若くは帳簿に多くの費用を要することなき長所を有するを以て或場合に於ては極めて有益便利なるものなり。

第二十八章 單式簿記

以上複式簿記に付て説明したるを以て本章に於ては單式簿記に付て其要領を説明せんとす。

複式簿記に於ては交換の目的物を悉く人と看做し夫等の人が營業者を通して貸借を爲すものなりとの觀念の下に一切の交換即ち取引を貸借に仕譯し悉く之を主要帳簿たる元帳に轉記し決算に依て營業者の財産状態を明らかならしむると同時に補助帳簿に依て各種事項の詳細を明らかならしむるものなれども單式簿記に於ては交換の目的物を悉く人と看做すことなく從て交換の目的物が貸借を爲すものなりとの觀念の下に記帳するものにあらずされば交換の目的物の一方が人名勘定なる場合に於て其一方なる人名勘定の貸借は之を記帳すと雖も他方なる人名勘定ならざるもの、貸借は之を記帳することなく即ち單に一方のみの元帳轉記を爲すものにして元帳は我國にて從來大福帳と稱せられたり他方なる人名勘定以外のものは之を各種の帳簿に記入するものなり單式簿記に於ては

從て主要帳簿及び補助帳簿の區別なく何れも決算に必要缺くべからざる帳簿にして決算に於ては元帳若くは大福帳其他の帳簿を締切り又實地に就て財産の棚卸若くは評價を爲し以て財産状態を明らかならしめんとするものなり要するに單式簿記の複式簿記と異なる根本的の點は前者に於ては後者に於けるが如く一切の取引を悉く貸借に仕譯せざるにあり。

單式簿記に於ては複式簿記に於けるが如く所謂貸借平均の理に依て帳簿記入の正否を知ることを得ず又決算に際し總ての帳簿より綜合するに時間と手数を要するのみならず決算に依て財産状態の明瞭を期すること極めて困難なるを以て營業の規模大なるか若くは營業状態複雑なる場合に於て單式簿記は會計整理に適當なるものにあらず然れども單式簿記に於ては貸借の語の觀念範圍若くは用法複式簿記の場合の如く複雑困難ならず又諸帳簿の記入も極めて單純なるを以て小規模若くは單純なる營業の場合に於ては單式に依て會計を整理するも甚しき不便を感ぜざるのみならず却て之に依るを便利且つ適當とする場合もあり是れ現今尙ほ單式簿記及び複式簿記の併び行はるゝ所以なり。

單式簿記に於て通例用ひらるゝ帳簿の主なるものを擧ぐれば左の如し但し其記入法は複式簿記に於ける各種補助帳簿の記入法と異なることなし。

- 一 當座帳又は日記帳 他人との貸借を記入す
 - 二 大福帳又は元帳 複式簿記に於ける人名勘定元帳に同じ
 - 三 金錢出納帳
 - 四 商品仕入帳
 - 五 商品賣上帳
 - 六 手形記入帳
- 複式簿記に於ける各種補助帳簿に同じ

單式簿記に於ける決算の順序左の如し。

- 一 諸帳簿の締切及び繰越
 - 二 商品其他の所有物若くは財産の棚卸表作成
 - 三 諸帳簿及び棚卸表に於ける諸金額を綜合したる決算報告表作成
- 日記帳は單に其金額の合計を爲し又元帳は各口座即ち各人名勘定の貸借金額差額を少額なる側に赤記して貸借金額を平均せしめて締切り平常決算の場合に

於ては其差額を翌日の日附にて次期へ繰越し又金錢出納帳は殘高即ち手許有高を算出し之を支出若くは貸方に赤記し貸借金額を平均せしめて締切り平常決算の場合に於ては之を次期へ繰越し又商品仕入帳は金額合計を爲し之に商品賣買損益を赤記し再合計を爲して締切り又商品賣上帳は金額合計を爲し之に商品棚卸高を赤記し再合計を爲して締切り又受取手形及支拂手形記入帳は各其金額の合計を爲して締切るものなり。

棚卸表の作成法は複式簿記の場合に於けると同じ。

決算報告表中損益表は諸帳簿及び實地調査に依り商品賣買損益、營業上の損益、商品其他の所有物評價損益、資産負債として繰越すべき損益等を綜合計算して之を作成すべきなり又貸借對照表は元帳各人名口座の貸借金額差額、金錢出納帳の手許有高、棚卸表に於ける商品及所有物の棚卸高、手形帳に於ける受取手形及び支拂手形の殘高、繰延資産及負債等即ち諸帳簿及び實地調査に依る資産及び負債を記載したるものにして當期純損益をも記載すべきものなり。

財産目録は各資産及び負債の詳細なる記載を爲したるものなり。

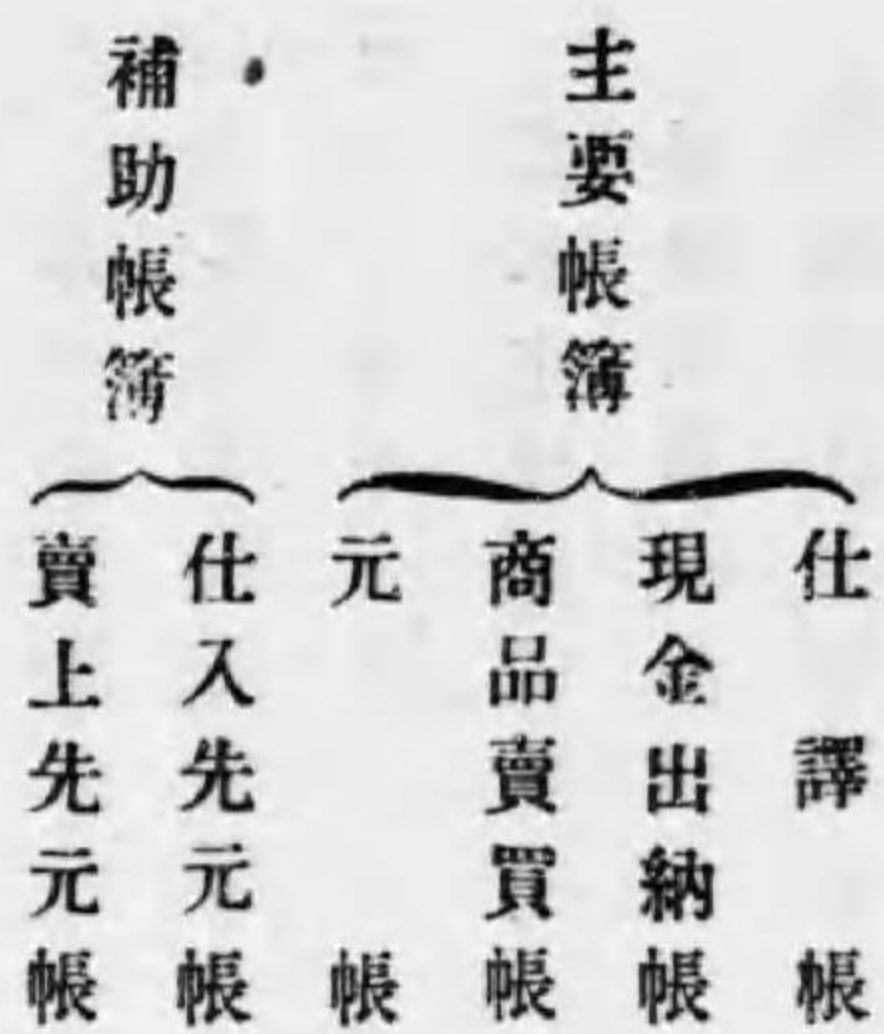
營業規模大なる場合に於ては初より複式簿記を採用せざるべからずと雖も其規模小にして單式簿記を採用したるもの營業を大規模のものに變更したるときは單式簿記に依る會計整理法を複式簿記に依るものに變更せざるべからず如何にせば單式簿記を複式簿記に變更することを得るかといふに其手續左の如し。

- 一 單式簿記に於ける貸借對照表作成
- 二 貸借對照表に於ける資産を借方とし負債を貸方として複式簿記に於ける仕譯帳に仕譯記入を爲す此際現在に於ける元入高若くは正味資本金額を資本金勘定として貸方に仕譯を爲す
- 三 複式簿記に於ける元帳に各勘定口座を設け仕譯帳より轉記を爲す但し從來の單式簿記に於ける元帳を繼續使用するときはその元帳に存在せざる他の各勘定の口座を新設す
- 四 從來の單式簿記に於ける諸帳簿は以後之を補助帳簿として用ふ

記帳例題

其一

左の帳簿組織にて第六章に記載したる例題を記帳すべし。



其二

左の帳簿組織にて次の例題を記帳すべし。



現金當座預金出納帳
補助帳簿 受取手形記入帳

支拂手形記入帳

註 其一其二とも帳簿組織を多少變更するも差支なし

其一は帳簿記入の練習を主たる目的とす

其二は取引仕譯の練習を主たる目的とす

大正 年十一月

一日 資本主鶴龜青陽左の通り元入して營業を始む

一 現金壹萬圓也

二 渡部銀行當座預金五千圓也

三 合浦鮫人振出資本主宛十一月八日限約束手形第一號金參千圓也

四 五分利付公債證書額面壹萬圓時價金九千四百圓也

五 什器見積價額金八百圓也

六 地所及家屋見積價額金貳萬五千圓也

七 資本主振出高砂松之助宛十一月十八日限約束手形第三號金參千圓也

八 三輪明よりの借入金貳千五百圓也

二日 雜費支拂用の爲め現金參百圓を用度方へ前渡す

三日 加茂商店より商品五千圓を買入れ代金左の通り支拂ふ

一 渡部銀行宛當座小切手 金貳千五百圓也

一 十一月廿三日限當店振出同店宛約束手形第一號 金貳千五百圓也

四日 田村商店より販賣委託品原價貳千五百圓を受取り運賃五拾參圓を現金にて支拂ふ

五日 熊坂商店へ右委託品を參千圓にて賣渡し代金次の通り受取る

一 現金壹千圓也

一 同店振出當店向羽衣商店宛十二月五日拂の爲替手形第一號金貳千圓也

六日 田村商店へ販賣委託品賣上勘定書を作成し郵送す

賣上高金參千圓也

諸掛

金五拾參圓也 立替運賃

金九拾圓也 手數料

計金百四拾參圓也

差引金貳千八百五拾七圓也

八日 合浦鮫人振出約束手形第一號金參千圓期日に付同人振出渡部銀行宛當座

小切手にて受取り直に同行へ當座預金となす

九日 巴商店へ販賣委託の爲め商品參千五百圓を積送り運賃其他參拾圓を現金にて支拂ふ

十日 用度方より雜費金六拾八圓支拂濟の報告あり

十二日 借入金貳千五百圓及利息金五拾圓也渡部銀行宛當座小切手にて支拂ふ

十三日 吉野商店へ商品壹千圓を掛にて賣渡し代金に對し同店振出當店向江口

商店宛十二月十三日拂の爲替手形第一號金五百圓を受取り殘額を掛とす

十五日 巴商店より積送品賣上勘定書を受取る當店手取金四千貳百五拾圓五拾

錢は追て送金の筈

十六日 老松商店より商品買附委託を受け手附金貳百圓大原銀行振出三井銀行

宛送金手形にて受取る

右手形は直に渡部銀行へ當座預金となす

十八日 資本主振出約束手形第三號金參千圓期日に付現金にて支拂ふ

十九日 老松商店買附委託品を買入れ代金貳千圓現金にて支拂ふ

二十日 右買附委託品を老松商店へ積送り立替運賃貳拾圓現金にて支拂ふ當店手數料金四拾圓四拾錢也

二十二日 熊野商店及び當店組合を結び損益平分の約束にて販賣の爲め同店より商品六千圓を受取り運賃參拾圓を現金にて支拂ふ

二十三日 當店振出加茂商店宛約束手形第一號期日に付現金にて支拂ふ

二十四日 組合商品を金六千五百圓にて吉野商店へ賣渡し代金を掛とす

二十五日 熊野商店へ組合商品賣上勘定書を郵送す
賣上代金六千五百圓也

諸掛

- 一金六千圓也 商品原價
- 一金參拾圓也 當店立替運賃(仕譯濟)
- 一金七圓也 雜費(本日現金拂)
- 一金壹百八拾五圓也 手數料
- 計金六千貳百貳拾貳圓也
- 差引純利益金貳百七拾八圓也
- 組合員各自利益金壹百參拾九圓也
- 同日 店員給料五百貳拾圓 渡部銀行宛當座小切手にて支拂ふ
- 二十七日 老松商店より買附委託品代金壹千八百六拾圓 四拾錢三井銀行振出送
金爲替手形にて送り來る
- 二十八日 加茂商店より商品貳千圓を掛にて買入る
- 三十日 用度方より雜費百拾八圓五拾錢支拂濟の報告あり
- 同日 本日平常決算を行ふ

所有物棚卸左の通り

- 一商品 金貳千五百圓也
- 一公債證書 金九千參百五拾圓也
- 一什器 金七百五拾圓也
- 一地所及家屋 金貳萬五千圓也

第二編 銀行簿記

第一章 緒言

銀行簿記は金融機關たる銀行の會計整理に關する簿記にして複式簿記の理論を銀行業務に應用したるものなり銀行業と前編商業簿記に於て説明したる賣買業とは其業務の性質種類等を異にするを以て銀行簿記に於ける勘定科目及び帳簿等は賣買業簿記に於ける夫等のものとは大に異なるものなり。

銀行の種類にも商業銀行工業銀行農業銀行等あり従て銀行簿記にも各種銀行の簿記ありと雖も大體に於て同一の理論に支配せられ只其業務の差より勘定科目及び帳簿等に多少の差を生ずるのみ故に商業銀行の簿記に通ずるときは自らの各種銀行に關する簿記を了解することを得べきなり。

我國銀行簿記の由來如何といふに明治五年政府は國立銀行條例の發布を爲したるが政府は銀行をして洋式簿記を採用せしめんと欲し翌六月英國人アレクサンダー Allen S. and

ヤンド氏を大藏省紙幣寮に聘し一の講習所を設け講習生をして同氏に就きて銀行事務及び銀行會計整理法を學習せしめたり已にしてヤンド氏は當時の我銀行業に適する記帳法を考案し同年銀行簿記精法を著述したり是れ我國に於ける最古の洋式銀行簿記書なりとす爾來ヤンド氏に就て學習したる銀行簿記法は全國多數の銀行に於て實地に採用せられ漸次修正改正せられ以て我國現今の整頓したる銀行簿記法を見るに至れるものなり。

本編に於ては商業銀行に關する簿記に付て説明せんことをす。

第二章 銀行の業務及び勘定科目

商業銀行の重なる業務の種類を大別列擧すれば左の如し。

- 一 預り金
- 二 借入金
- 三 貸付金
- 四 手形割引

- 五 内外國爲替
- 六 代金取立取扱
- 七 有價證券及地金銀賣買
- 八 有價證券の貸付及借入
- 九 仕拂承諾
- 十 兩替及び保護預り等

右の内預り金、貸付金及び手形割引は銀行の所謂主要業務と稱せられ又内外國爲替は或は主要業務と稱せられ或は附屬業務と稱せらる然れども實際上より見れば爲替の業務は極めて重要にして且つ頻繁なる業務なりとす。

前記業務の外擔保附社債信託業務は銀行が特別法の擔保附社債信託法に依て營む業務なりと雖も現時總ての銀行が之を營むものにあらず又銀行券の發行業務は銀行券發行の特典を有する銀行が其發行に關する特別法に依て營む業務なるを以て總ての銀行に於ける業務にあらず。

各種業務の性質方法等は勘定科目を説明する場合に於て之を説明せんとす。

欠

欠

一 送金爲替取組

當方口は負債(他支店より借)を生せしむ
先方口は資産(他支店へ貸)を生せしむ

當方口の送金爲替は他支店に對して債務即ち負債を生せしむるに至り
又先方口の送金爲替は他支店に對して債權即ち資産を生せしむるに至
るものなり以下列舉記載のもの、意味は此例に依りて解すべし

二 荷附爲替取組

當方口は資産(他支店へ貸)を生せしむ
先方口は負債(他支店より借)を生せしむ

三 割引手形取立依頼
當方口 荷附爲替に同じ
先方口

四 代金取立手形取立依頼
當方口 荷附爲替に同じ
先方口

五 預金手形立替拂
當方口 荷附爲替に同じ
先方口

六 小切手立替拂 當方口
先方口 荷附爲替に同じ

是等の取引は日常普通にして且つ最も頻繁なるものなり此外後章に於て説明するが如き種々の取引ありとす

左に前記の取引に付て少しく説明し且つ其仕譯を記載せんことす。

(一) 送金爲替に並爲替若くは普通爲替と電信爲替とありと雖も會計整理に關しては兩者同一なりとす當方口とは當地某が他地某へ送金を爲すに際し其取扱の依頼を受け現金を受取りたるが如き場合にして當地銀行の仕譯左の如し

(借) 現金

(貸) 他店ヨリ借

右は手数料なき場合と假定し又他地取引銀行を他店と假定したる場合なり

先方口とは他地某が當地某に送金を爲すに際し其取扱を他地の銀行に依頼し他地銀行が送金爲替取組を爲したるが如き場合にして其送金爲替取組の

通知に接したるときに於ける當地銀行の仕譯及び當地に於て支拂を爲したるときに於ける仕譯に付ては本編第四章に於ける支拂送金爲替手形勘定に於て之を説明したり

(二) 荷附爲替に於ける當方口とは當地某が他地某に貨物を送附するに際し自己を受取人とし荷受人を支拂人として爲替手形を振出したるとき其送附貨物を擔保として其手形の割引の依頼に應じ現金を支拂ひたるが如き場合にして當地銀行の仕譯左の如し

(借) 荷附爲替手形

(貸) 諸口

割引料

現金

右手形は他地取引銀行へ送附せらる他地取引銀行より手形代金取立済の旨通知に接したるときは當地銀行にて再び左の仕譯を爲す

(借) 他店ヨリ貸

(貸) 荷附爲替手形

荷附爲替に於ける先方口とは他地某が當地某に貨物を送附するに際し荷

受人宛爲替手形を振出したるとき其貨物を擔保として他地銀行に就て荷爲替を取組みたるが如き場合にして其荷爲替取組の通知に接したるときは當地銀行は仕譯を爲さずして取立荷附爲替手形記入帳に記入し置き後日荷爲替手形の代金を現金にて受取りたるときは當地銀行は左の仕譯を爲す

(借) 現金

(貸) 他店ヨリ借

(三) 割引手形取立の當方は當地某の依頼に應じて割引したる他所拂割引手形の取立を他地銀行に依頼する場合にして之を割引したるときは左の仕譯を爲す又他所割引手形記入帳に記入す

(借) 割引手形

(貸) 諸口

割引料
現金

取立依頼の爲め發送するも別に仕譯せず後日右手形取立済の旨他地銀行より通知に接したるときは當地銀行にては左の仕譯を爲す

(借) 他店ノ貸

(貸) 割引手形

割引手形取立に於ける先方は他地銀行が他地某の依頼に應じて割引したる手形の取立依頼を他地銀行より受けたる場合にして其依頼を受けたるときは當地銀行は仕譯を爲さず只當所代金取立手形記入帳に記入し置き後日其手形の取立を爲したるとき當地銀行にて左の仕譯を爲す

(借) 現金

(貸) 他店ヨリ借

四 代金取立手形取立は割引手形取立とは全然異なるものなり代金取立手形取立に於ける當方は當地銀行が當地某より他地拂手形の代金取立の依頼を受けたるとき當地銀行が其取立を更に他地銀行に依頼する場合にして當地某より依頼を受けたるとき并に他地銀行へ向け手形を發送したるとき仕譯を爲さずして他所代金取立手形記入帳に記入し置き後日其取立の旨他地銀行より通知に接したるとき當地銀行は左の仕譯を爲す

(借) 他店ノ貸

(貸) 別段預金

當地某が當地銀行の當座預金者なるときは貸方に別段預金の代りに當座

預金勘定を起す

代金取立手形取立に於ける先方口は他地銀行が他地某より當地拂の手形の代金取立の依頼を受けたるとき之が取立を當地銀行に依頼する場合にして其依頼を受け手形を受取りたるときは仕譯を爲さずして當所代金取立手形記入帳に記入し置き後日手形の取立を爲したるとき當地銀行は左の仕譯を爲す

(借) 現 金

(貸) 他店ヨリ借

(五)

預金手形立替拂に於ける當方口は當地銀行が他地銀行振出の預金手形を當地某の依頼に依り立替支拂を爲す場合にして立替支拂を爲したるときは當地銀行は左の仕譯を爲す尙ほ立替支拂の旨を通知すると同時に支拂濟の預金手形を他地銀行に送附するものとす

(借) 他店ヨリ借

(貸) 現 金

預金手形立替拂に於ける先方口は他地銀行が他地某の依頼に依り當地銀行の振出したる預金手形の立替支拂を爲す場合にして其立替支拂の通知

に接したるときは當地銀行は左の仕譯を爲す尙ほ立替支拂の旨通知を受くると同時に支拂濟の預金手形を當地銀行に送附するものとす

(借) 預金手形

(貸) 他店ヨリ借

(六)

小切手の立替拂に於ける當方口は當地銀行が當地某の依頼に依り他地銀行宛當座小切手の立替支拂を爲す場合にして其立替支拂を爲したるときは當地銀行は左の仕譯を爲す尙ほ其小切手は通知と同時に他地銀行へ送附するものとす

(借) 他店ヨリ借

(貸) 現 金

小切手の立替拂に於ける先方口は他地銀行が他地某の依頼に依り當地銀行宛當座小切手の立替支拂を爲す場合にして其立替支拂の通知に接したるときは當地銀行は左の仕譯を爲す尙ほ立替支拂の通知を受くると同時に支拂濟の小切手の送附を受くるものとす

(借) 當座預金

(貸) 他店ヨリ借

他支店に關する勘定科目に付て述べん。

他支店に關する勘定科目の定め方に種々あり各他店名及び各支店名を以て勘定科目とすることを得れども他支店の數多きときは勘定科目多きに失する弊あり又他店の二字及び支店の二字を以て勘定科目とすることを得れども勘定科目餘り大なる弊あり改正銀行條例細則にては他店との貸借に付ては他店へ貸勘定及び他店より借勘定の二に分ちて記入すべきを規定せり他店へ貸勘定は勿論資産勘定にして他店より借勘定は勿論負債勘定なり。

他店へ貸勘定を他店へ預ヶ勘定(當方口預ヶ勘定)及び他店へ貸越勘定(先方口貸越勘定)の二勘定に分ちて記帳し又他店ヨリ借勘定を他店ヨリ預リ勘定(先方口預リ勘定)及び他店より借越勘定(當方口借越勘定)の二勘定に分ちて記帳するときは稍手数を要すべきも貸借關係を一層明細ならしむることを得べきなり。

現今實際界に於ては他店との貸借に付ては前記の預ヶ、預リ、貸越、借越の四勘定にて記入し又は他店へ貸、他店ヨリ借の二勘定にて記入す而して大藏省への報告書には勿論銀行條例施行細則に従ひ他店へ貸、他店ヨリ借の二勘定にて記載するものなり又支店との貸借に付ては支店名勘定にて記入し又は總括的勘定即ち支

店の二字を以て勘定として記入す支店との貸借關係は支店勘定元帳にて整理するものなり。

銀行の代理店及び出張所に付て一言せん。

銀行が代理店を設けることあり代理店は之を他店と同様に看做し代理店との取引は各代理店勘定又は總括的勘定の代理店勘定にて記帳整理するものなり而して我國にて代理店を設くる銀行(即ち本人)は代理店に對して借方と爲ることなく常に貸方の地位に立つものなるを以て改正銀行條例施行細則にて代理店より借の勘定を設けずして代理店へ貸の勘定のみを設けたり。

銀行が出張所を設けることあり常設の出張所は之を支店と同様に看做し本店との取引は之を各出張所勘定又は總括的勘定の出張所勘定にて記帳整理するものなり。

以上他支店勘定に付て説明したるを以て次に繰延資産負債勘定に付て説明せん。

取引に於て其會計期間の損益に屬するものを收納せざることあり又支拂はざ

ることあり又其會計期間の損益に屬せざるものを支拂ふことあり又收納することあり是等の取引を其儘にて決算するときは其會計期間の損益を正確ならしむること能はず故に決算に際し其會計期間に屬する利益にして未だ收納せざるもの例へば未收利息の如きもの及び其會計期間に屬せざる損失にして已に支拂を爲したるもの例へば期限未経過保険料の如きものは之を繰延資産と爲し又其會計期間に屬する損失にして未だ支拂はざるもの例へば未拂家賃の如きもの及び其會計期間に屬せざる利益にして已に收納したるもの例へば期限未経過割引料(既割引料ともいふ)の如きものは之を繰延負債と爲して損益勘定との振替仕譯を爲し次期の會計期間に於て更に之を損益勘定に振替へ以て各會計期間に於ける損益を正確ならしめざるべからず。

繰延資産に屬する勘定及仕譯の例を記さん。

一 未收利息(本編第三章に於ても記載せり)

其期間の未收利息を五拾圓と假定せば決算のとき左の仕譯を爲す

(借) 未收利息 50.— (貸) 利息 50.—

次期に於て次期分の利息貳拾五圓と共に現金七拾五圓を受取りたりと假定せば左の仕譯を爲す

(借) 現金 75.— (貸) 諸口

未收利息 50.—

利息 25.—

未收のものは何れも此例に依る

二 期限未経過保険料(單に未経過保険料ともいふ)

其期間の未経過保険料(次期に屬する保険料の前拂)を五拾圓と假定せば決算のとき左の仕譯を爲す

(借) 期限未経過保険料 50.— (貸) 保険料 50.—

次期に於ける決算のとき左の振替仕譯を爲す

(借) 保険料 50.— (貸) 期限未経過保険料 50.—

前拂廣告料、前拂税金等も此例に依る

繰延負債に屬する勘定及仕譯の例を記さん。

一 未拂家賃

其期間の家賃未拂高を五拾圓と假定せば決算のとき左の仕譯を爲す

(借) 家賃 50.— (貸) 未拂家賃 50.—

次期に於て未拂家賃を支拂ひたるときは左の仕譯を爲す

(借) 未拂家賃 50.— (貸) 現金 50.—

未拂のものは何れも此例に依る

二 期限未経過割引料(又は既收割引料)

次期の割引料に屬するものにして其期間に收納したるものを貳拾五圓と假定せば其期の決算のとき左の仕譯を爲す

(借) 割引料 25.— (貸) 期限未経過割引料 25.—

次期に於ける決算のとき左の振替仕譯を爲す

(借) 期限未経過割引料 25.— (貸) 割引料 25.—

既收保険料其他既收のものは何れも此例に依る

前記繰延資産中期限未経過保険料の如きものを決算のとき計算せずして最初

保険料の支拂を爲したるとき左の如く仕譯を爲し次期に於て前記の如く振替仕譯を爲すも差支なし茲には其期間の保険料及び次期の保険料を各五拾圓と假定せり。

(借) 諸口 (貸) 現金 100.—

保険料 50.—

期限未経過保険料 50.—

又前記繰延負債中期限未経過割引料の如きものを決算のとき計算せずして最初割引料の收納を爲したるとき左の如く仕譯を爲し次期に於て前記の如く振替仕譯を爲すも差支なし茲には其期間の割引料を六拾五圓次期の割引料を貳拾五圓と假定せり。

(借) 割引手形 10,000.— (貸) 諸口 65.—

割引料 65.—

期限未経過割引料 25.—

此く最初分割して仕譯する方法は稍手数を要するものなりと雖も計算をして

同人の當座預金に振替へ残額を現金にて支拂ふ

(借)	割引手形	10,000.-	(貸)	諸	口
				割引料	100.-
				當座預金	6,900.-
				現金	3,000.-

之を左の二個の現金取引と看做すことを得

一 金壹萬圓の手形の割引を爲し現金壹萬圓を支拂ふ

(借)	割引手形	10,000.-	(貸)	現金	10,000.-
-----	------	----------	-----	----	----------

二 割引料百圓及び當座預金六千九百圓を現金にて受取る

(借)	現金	7,000.-	(貸)	諸	口
				割引料	100.-
				當座預金	6,900.-

此一の取引は支拂傳票又は振替傳票の貸方に記入し又二の取引は收納傳票又は振替傳票の借方に記入す

(乙) 一部入金取引

當銀行振出の預金手形金貳千貳百圓及び現金八百圓を當座預金として受取る

(借)	諸	口	(貸)	當座預金	3,000.-
	預金手形	2,200.-		現金	800.-

之を左の二個の現金取引と看做すことを得

一 當銀行振出の預金手形金貳千貳百圓を現金にて支拂ふ

(借)	預金手形	2,200.-	(貸)	現金	2,200.-
-----	------	---------	-----	----	---------

二 當座預金として現金參千圓を受取る

(借)	現金	3,000.-	(貸)	當座預金	3,000.-
-----	----	---------	-----	------	---------

此一の取引は支拂傳票又は振替傳票の貸方に記入し又二の取引は收納傳票又は振替傳票の借方に記入す

振替取引を二個の現金取引と看做し即ち分解して振替傳票に記入するが故に

時として振替傳票を用ひずして振替取引を收納傳票及び支拂傳票に記入する方
法を行ふことあり但し其方法を行ふ場合に於ては實際の現金取引を記入する傳
票と區別する爲め振替取引を記入する收納傳票及び支拂傳票には振替の文字を
印刷し又は振替の文字の印を捺するものとす。

次に帳簿に付て説明せん。

銀行簿記に於ける帳簿組織は商業簿記に於ける場合と異なり各銀行に於ける
帳簿組織殆んど同一なり而して帳簿に主要帳簿と補助帳簿との二種ありて主要
帳簿の種類を列擧すれば左の如し。

- 一 日記帳
- 二 増補日記帳
- 三 日締帳
- 四 總勘定元帳

補助帳簿は商業簿記に於ける場合よりも其數多し今其重なるものを列擧すれ
ば左の如し。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 一 收納帳 | 二 支拂帳 |
| 三 當座預金元帳 | 四 當座預金元帳差引殘高記入帳 |
| 五 小口當座預金元帳 | 六 定期預金記入帳 |
| 七 預金手形記入帳 | 八 別段預金記入帳 |
| 九 證書貸付記入帳 | 十 證書貸付元帳 |
| 十一 手形貸付記入帳 | 十二 手形貸付元帳 |
| 十三 當所割引手形記入帳 | 十四 他所割引手形記入帳 |
| 十五 割引手形元帳 | 十六 荷附爲替手形記入帳 |
| 十七 取立荷附爲替手形記入帳 | 十八 當所代金取立手形記入帳 |
| 十九 他所代金取立手形記入帳 | 二十 送金爲替手形記入帳 |
| 二十一 支拂送金爲替手形記入帳 | 二十二 公債證書賣買帳 |
| 二十三 再割引手形記入帳 | 二十四 預ヶ金元帳 |
| 二十五 他店勘定元帳 | 二十六 支店勘定元帳 |
| 二十七 爲替尻利息勘定帳 | |

此外現金有高帳、他店切手形記入帳、小口當座預金元帳差引殘高記入帳、定期預金期日帳、通知預金記入帳、コールローン記入帳、コールマター記入帳、割引手形元帳差引殘高記入帳、割引手形期日帳、荷附爲替手形期日帳、取立手形期日帳、電信送金爲替記入帳、支拂電信爲替記入帳、他支店勘定元帳差引殘高記入帳、社債株券賣買記入帳、地金銀賣買記入帳、擔保品記入帳、保護預品記入帳、株主名簿、株式勘定元帳、株式有高帳、株式臺帳、株式番號帳、配當金記入帳、所有品内譯帳、雜費内譯帳等あり。
前記列舉主要帳簿及び二十七種補助帳簿の雛形を左に記載せん。

日記

(頁二頁)
大正 年

1 借方

振替摘要	摘要	元	振替	現金	合計

帳

月 日

貸方 1

振替摘要	摘要	元	振替	現金	合計

當座預金
(頁二頁)
大正 年

1 借方

振替摘要	摘要	振替	現	金

増補日記帳

月 日

貸方 1

振替摘要	摘要	振替	現	金

日 締

(頁二頁)

大正 年

借方

振替摘要	摘要	金額	合計

帳

月 日

貸方

振替摘要	摘要	金額	合計

總勘定元帳

大正 年	摘要	借方		貸方		借方 又貸	殘高
		日	借	日	貸		

他ノ式

總勘定元帳

大正 年	摘要	借方		貸方		殘高
		日	借	日	貸	

收納帳

大正 年 月 日

通貨	小切手手形	勘定科目	姓名	常座預金	雜勘定

支拂帳

大正 年 月 日

勘定科目	姓名	當座預金	雜勘定	支拂		資金	金額
				摘要	金額		

當座預

(頁二頁)

(1) 通帳番號
小切手番號

姓名

大正年	摘要	小切手番號	借方		貸方		殘高	
			借	方	貸	方	借	方

金元帳

職業

住所

貸越極度

日數	積		數		利率	利		息
	借	方	方	方		借	方	

當座預金元帳差引殘高記入帳

元帳丁數	姓名	年		月		日		年		月		日	
		借	方	貸	方	借	方	借	方	借	方	借	方

小口當座預金元帳

通帳番號

姓名

住所

大正年	摘要	借方		貸方		殘高	日數	積數	利率	利息
		借	方	貸	方					

定期預金

(頁二頁)

大正 年	番 號	姓 名	住 所

記入帳

期 限	期 日			利 率	利 息	金 額	支 拂 月 日	摘 要
	年	月	日					

預金手形記入帳

大正 年	番 號	姓 名	住 所	金 額	支 拂 月 日	摘 要

別段預金記入帳

大正 年	番 號	摘 要	姓 名	職 業	住 所	金 額	利 率	利 息	支 拂 月 日	摘 日	備 考

貸 書 證

(頁二頁)

大正	年	借主	職業	住所	元丁	期限	滿期日	保證人	擔保品

付 記 入 帳

擔保價格	貸付金額	日數	利息步合	利 息	取 立 類 未	
					日 附	摘 要

證 書 貸 付 元 帳

大正	年	借主	摘要	期 日	借 方	貸 方	殘 高

手 形 貸 付

(頁二頁)

大正	年	借主	摘要	元丁	擔 保 品		手 形 號
					目 數	價 格	